京都染物同業組合月報

公示

公示第二十九號

左記ノモノ組合員ニ除名セリ此旨公示ス

大正三年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

小紋部員河合森次郎
張物部員中村久次郎
形彫部員芝田茂三郎
同人　徒弟　同　鬱次
同人　徒弟　吉田　與三郎
同人　徒弟　市川　與一
友禅部員平井包太郎
茶染部員大谷長太郎
同人　徒弟　若狭　萬次郎
同人　徒弟　辻　雲
同人　徒弟　羊水郎
同人　徒弟　岡本　己之助
同人　徒弟　増田　彌三郎
同人　徒弟　新次郎
同人　徒弟　久保　留吉
同人　徒弟　神野　清次郎
湯引斗部員横田八郎
同人　徒弟　永田　歌子
同人　徒弟　安本　喜代子
同人　徒弟　二木　富美尾
捻染部員東原真次郎
同人　徒弟　竹村　松藏
同人　徒弟　長谷川忠次郎
部引斗部員橋本万太郎
絶打部員米津松太郎
同人　徒弟　三浦　ハツ
同人　徒弟　成安　留吉
同人　徒弟　喜市
同人　徒弟　田中　良雄
同人　徒弟　岡田　惣松
友禅部員岩田幸
同人　徒弟　佐々木　吾作
同人　徒弟　高原　直吉

公示第三十號

左記ノモノ組合員ニ付解使スルコトヲ停止ス

大正三年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

小紋白書部員高畑清一郎
茶染部員大谷長太郎　徒弟　河村　島作
徒弟　伊藤　榮吉

公示第三十一號

大正三年十一月二日組合會ニ於テ別項ノ通リ大正二年度經費收支決算及大正三年度經費收入豫算承認可決致候條此段公示候也

尚豫算認可申請ニ對シ左ノ通リ認可相成候

京都府指令第五七一六號

京都染物同業組合

大正三年十一月十二日發第二六八號申請大正四年度經費豫算並ニ徴收方法ノ件認可ス

大正三年十一月十九日　京都府知事大森鐘一

大正二年度京都染物同業組合歳入出決算表

收入ノ部

科目	豫算額	決算額	比較增減
第一款　組合經費			
一項　等級割	五、〇三二、一〇〇	五、五七二、二〇〇	二〇〇、一〇〇
二項　戸數割	五六六、一〇〇	五六六、一〇〇	
第二款　雜收入			
一項　証票不用品賣却	二〇二、一二〇	二〇三、二〇〇	一、〇八〇
二項　代廣告料	三八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	
三項　廣告料	三八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	
四項　繰越金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
合計金	六、七三二、二二〇	六、七二二、二二〇	一〇、〇〇〇

支出ノ部

臨時費

科目	豫算額	決算額	比較增減
第一款　臨時費			
一項　印刷費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
二項　文具費	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
三項　通信費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
四項　月報費	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	
五項　諸給料	一、二八八、〇〇〇	一、二八八、〇〇〇	
小計	一、七二〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇	
合計	一、七二〇、〇〇〇	一、七二〇、〇〇〇	
差引殘金	一	四六、二二〇	四六、二二〇

科目	豫算額	決算額	比較增減
一項　理事給	四八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
二項　書記給	一、四三二、〇〇〇	一、二六八、〇〇〇	一六四、〇〇〇
三項　臨時雇給	四三、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七、〇〇〇
四項　使丁給	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
第二款　雜給費			
一項　組長報酬	七〇二、八〇	七〇二、八〇	
二項　實費辨償	八〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	
三項　欠待費	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
四項　宿直賄費	九一二、二〇	九一二、二〇	
五項　賞與費	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	
第三款　需用費			
一項　備附品費	六六、八〇〇	六六、八〇〇	
二項　點燈費	一一〇、〇〇〇	八九、七〇〇	二〇、三〇〇
三項　消耗費	八八、六〇〇	八八、六〇〇	
四項　修繕費	一八〇、〇〇〇	一五〇、二〇〇	
五項　雜費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
六項　保險費	一七五、六〇〇	一七五、六〇〇	
七項　旅費乘車費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
第四款　勵業費			
一項　博覽會費	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
二項　聯合會費	一〇〇、〇〇〇	九五、〇〇〇	五、〇〇〇
三項　欠待費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
四項　勵業學校費	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	
五項　勵業奬勵費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
第五款　陳列所費			
一項　修繕費	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
第六款　試驗所費			
一項　職員給	八八〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
二項　器械費	六三一、〇〇〇	六二八、〇〇〇	三、〇〇〇
三項　藥品費	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
四項　損耗原料費	三五〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
五項　圖書買入費	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	
六項　修繕費	三〇、〇〇〇	一、九〇〇	二八、一〇〇
七項　雜費	六六、八〇〇	六六、八〇〇	
小計	六、七三二、二二〇	六、七二二、二二〇	一〇、〇〇〇
合計	六、七三二、二二〇	六、七二二、二二〇	一〇、〇〇〇
差引殘金	一	四六、二二〇	四六、二二〇

大正四年度京都染物同業組合經費收支豫算

收入ノ部

科目	三年度豫算額	四年度豫算額	比較增減
第一款　組合經費			
一項　等級割	六、五六六、二〇〇	六、五六六、二〇〇	
二項　戸數割	五六六、二〇〇	五六六、二〇〇	
第二款　雜收入			
一項　証票不用品賣却	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
二項　廣告料	三八〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	
三項　繰越金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
合計金	七、三七七、二二〇	七、三七七、二二〇	

支出ノ部

科目	三年度豫算額	四年度豫算額	比較增減
第一款　所費			
一項　印刷費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
二項　文具費	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
三項　通信費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
四項　月報費	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	
五項　諸給料	一、二八八、〇〇〇	一、二八八、〇〇〇	
第二款　雜給費			
一項　組長報酬	八〇二、八〇	七〇二、八〇	一〇〇、〇〇〇
二項　實費辨償	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
三項　欠待費	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
四項　宿直賄費	九一二、二〇	九一二、二〇	
五項　賞與費	二三〇、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	
第三款　需用費			
一項　備附品費	六六、八〇〇	六六、八〇〇	
二項　點燈費	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
三項　消耗費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
四項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
五項　雜費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
六項　保險費	一七五、六〇〇	一七五、六〇〇	
七項　旅費乘車費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	

ばならぬ、其仕事は技師の腕に有る、愈染料の價値が明つたならば値段の悪引きである、これは需用の日否にある。商館の技師や染料店の技師と云ふものは、丁度保險會社の勧誘員とよく似ている、或る點に於ては夫以上に氣障なものである、出張した土地に於ては第一流の旅館に泊り込むで、眼星を附けた、富豪者を招待して御馳走商略を以て、捕獲に せむとするのが第一歩である、所が此頃は富豪者も利口になつて容易に飛落せぬ樣になつたから、工場の職工長などと籠絡して、内面より主人を飛落せしむるものもある。

此頃は主要なる機業地には指定染料の制を採つてゐるから、無茶な染料を持ち込むと云ふことは出來ぬが、矢張撰に入りたる自分の店の染料を賣り込まむとして互に虚々實々、秘術を盡して競爭して居るのである。兎に角愈試染をしてくれと云ふ段になつてから技師の腕を惱ますのは、其染料が値段及色相の何れかの點に於て、他の染料に優れて居るならば、宜しいが、賣れ殘りの染料の捌け口を求めて居る際に於ては尋常の正式なる試染としても辱つ等がないのであるから、其辱敗は技師の技術にある、と云ふのみにして、餘り深く說明することを止めやう、商館によりては、配當制度其賞賞與の所があつて、技師の成績（即ち染料賣り上げ高）によりて、年末賞與に多少がある譯であるから、そんな商館の技師になると實に可愛相な程、賣り込み策に腐心して、時には不正手段を行つても其賣り高の多からむことと、之れ窠むでゐるのも無理はない、こんな商館の技師になると、何時も責樂行商の「オチ㎜」を聯想せしめる、斯る商館の試染所主任なるものは、多くは人造染料が我國へ輸入し始めた時代に一寸會話が出來るので、外國商館に買はれた者が多く、申し譯に本國へ遣つて貰つて何々染料會社技師日本總試染所主任なんかんて長たらしい名刺を振り廻してゐるが、ガイド的の會話は多少出來ても染色上に正則の學識がある譯も無く、只己れの懐が膨れりやよいので手下の技師などは要するに自分の金儲けの道具位にしか思ふて居ないから情ない。技師の中には專門高等教育を受けた者も高等教育を受けた技術者の態度は飛んだ横道へ逸れて、輕薄なる浮藻者の群を脱することが出來ぬ樣になつて仕舞ふのである、今神戸有數の染料商館の試染所主任と稱する人にして、下の如き言を漏らした事が有るが、彼等の既往を推察するに足るであらう、曰く「君領等が始めて人造染料を田舍へ賣り込みに行つた時には、染料の中へ糊を混ぜてやつても得頃を下げて買つたものの方よ」と驚くではないか、實際に今でも其三分の一も量目を增す爲に不純物を混ずる相である。

アニリン染料染色が屬來化學染の名の元に一部の老人輩より槍斥せらるゝ一原因としては人造染料の始めて輸入せられたる初期に於て、是等商館技師の奸策により不良なる染料と無責任極まる偽授染色法によりて、撒き散らかしたる爲なるは知る人巳知る、看過す可からざる彼等の罪ではないか、内地に在りても、染料に亂せ物をするのは、普通であるが、まさか支那などへ送る染料の樣なひどい事はしないけれども餘り値段を値切つたりすると惡い染料を混ぜてよこすことがある、是れを染料屋は配合と云ふてゐるも實際染料位一時を瞞着し易いものは他に無いのである。染た當座の色相に依りては、其染料がどれだけ堅牢なるものであるか、明らないのだから、染料に對して何等專門的の智識のない染織業者が時として染た當時の色相のみによりて、粗惡なる染料を掴まされることが有るのも無理ならない　けれども多くは染料の取り引きは慣賣りの習慣となつて居るから、或る地方が不良なる染料と買ひ込むだる、後に於て氣が付いて、全部何千斤と云ふ程の多額の染料を染料店が突き戻さることがあるが斯うなると、夫を賣り込みに行つた、技師の責任となるのであるからたまらない。試染所の主任や、商館の番頭などは、多額の俸給の外に商館と染料店の両方から賞り上高のコーミションを取ると云ふ妙な習慣になつているから、随分贅澤な生活をしてゐるが、技師になると、無理な見込を張るから割合に金が殘らぬらしい。兎に角染料屋なるものは香具師的性格を帶びて居るものなることは爭はない一の事實である　根氣後に於ける樣染料に多くは斯る奸雇の手に依りて左右されて居ることを思ふと、慨歎至極である

機染業者も染料の買ひ入れには充分警戒して、堅實なる製品を造る樣努力すると同時に我國化學工業の發達も切に望む次第である。（完）

試驗所記事

前號に於て工業用水に就て述ぶる所ありしが今京都市内各所の井水に就き其硬度を示して參考に供せんとす

場所	全硬度	永久硬度	一時硬度
釜座橋木町	三、四九	三、〇六	〇、四三
油小路丸太町	三、六〇	二、八六	一、七四
東堀川竹屋町	五、六〇	三、九三	一、六七
新町椹木町下	四、三〇	三、九三	〇、三七
衣棚椹木町	五、〇〇	四、〇〇	一、〇〇
烏丸上立賣上	三、五五	二、三五	一、二〇
荒神橋北河水	三、二八	二、九〇	一、〇九
東川疏水ノ水	四、一二	三、九一	〇、二一
一條油小路	二、〇〇	一、八〇	〇、二〇
西陣船橋町	二、八〇	一、八〇	〇、四〇
新町桜馬口	二、八〇	一、八〇	〇、二〇
四條大宮	二、八〇	二、六〇	〇、二〇
川端疏水北	四、〇〇	三、六〇	〇、四〇

以上は拾萬分中の含有量を示せるものにして銀分及び鹽分は其含有量少なれば省略す就中鹽分の最も多量なるは四條大宮なるがこは耕作地多きため各種の原因より來れるものならん

檜種のシボの摩擦と其染色

近時市場に出づる檜種を見るに紡績檜種を以て其大部分を占ひ然かも斯る粗製品をして外觀を良好ならしめんため隨分シボの高き物を製織せらるる之れを精練せんには又相當の時間を要するが故に生地の摩擦は幾んど免れ難き處なり只其害の甚しきを然らざるとの別あるのみなり固て之れを白生地に於て見るも余程敏密に檢せざれば其傷害不明なる物も染色後初めて現はるゝ事あるなり而して染色後其傷害の最も著しく見得るは紫或は鼠戸藍の如き色に多し

茲に於て或一部の人は原料の性質又は其染法の如何に依りてかゝる傷害を來すにのならんと

する事明かなり、

何人も知れる如く太陽の光線を分光器にて分解して色光線となす時は其配列は大別して

赤　橙　黄　綠　藍　菫

の順序となる此中にて著しく人の眼に最も强き光の感覺を與ふるは黄綠の部にして其兩端赤及紫に進むに從ひて次第に光の强さを減ず即ち光の强さの最も屬き色が傷害を顯著ならしむる事となる斯る染色後の不良品として完全ならしむるため一度漂白して染めなほしては如何との質問をなす向もあれども之れが不可能なるのみならず反りて其害を大ならしむるなりと雖も先づ之れが補足するの結果としては强き光の色を以て輕く刷毛すりは少し色合を變ずるも稍や目立たざるに到るかの利点より目的は達し難きものなり

◎捲底一時の代用染料

化學工業の最も隆盛と極ひるは獨逸にして染料の主產地も亦同國なるも伊太利も否定し難き處なり其獨逸が歐洲大戰爭の戰原地たるにより染料の拂底を來し施ひ方なく巳業者にも多大の影響を及ぼしたるは一言も無し斯く獨逸の製品が全世界の市場に幾飛せるが故に獨逸品の杜絶は前途甚だ悲觀すべき如きも佛國西品は品質に於て獨逸品に遜じ難きものなり只價格の低廉なると其商略の敏なるとに伴ひ佛國西品は市場より驅逐され居たるまでなり幸にして一時危國を傳へられし佛國も時運を挽回し來れるを以て例へ獨國の大敗北と見るも之れが供給は佛國代なるがこは殆んど言ふに足らず先づ染料の全く缺乏を見るが如き事は近き將來には無しと言ふを得べし

只特種の染料（パラーカラー（建染々料）の如きは獨國以外にて治せり出されざれば如何ともし難し僅かに瑞西にて產出するに過ぎず但しインヂゴーヒュアの如きは天然藍の再勃に依りて補ふを得ん

次に染料及び藥品の標準價格を知らんとするも數は輝複狀態にある事何處より發行する商報にも其定價表を沿へざるを見ても知る可し大体に於て染料は一期乃至二期の非職を見て本月無き

© Kyozomekai

第四款	勉業費				
一項	博覽會費	800,000	800,000	800,000	※100,000
二項	聯合會費	110,000	110,000	110,000	
三項	積習學校費	200,000	200,000	200,000	
四項	勉業奬勵費	200,000	200,000	200,000	
第五款	陵墓所費				
一項	修繕費	100,000	100,000	100,000	※100,000
第六款	試驗所費				
一項	職員給	678,000	678,000	678,000	
二項	器械購入費	200,000	200,000	200,000	
三項	藥品費	200,000	200,000	200,000	
四項	綿織原料費	200,000	200,000	200,000	
五項	圖書買入費	100,000	100,000	100,000	
六項	修繕費	200,000	200,000	200,000	
第七款	豫備費				
一項	豫備費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	※△2,000,000
小計		5,253,000	5,253,000	5,253,000	※△2,000,000

臨時費

科目	三年度豫算	四年度豫算	比較增減
第一款 臨時費			
一項 染物研究費	300,000	300,000	
合計	300,000	300,000	

賦課法

等級	納稅額	戶賦課額	戶數	賦課率	總率數
一	100,000	100,000	1	100	100
二	80,000	160,000	2	80	160
三	60,000	180,000	3	60	180
四	50,000	200,000	4	50	200
五	40,000	240,000	6	40	240
六	30,000	270,000	9	30	270
七	25,000	300,000	12	25	300
八	20,000	320,000	16	20	320
九	15,000	270,000	18	15	270
十	10,000	200,000	20	10	200
十一	8,000	176,000	22	8	176
十二	6,000	144,000	24	6	144
十三	5,000	130,000	26	5	130
十四	4,000	112,000	28	4	112
十五	3,000	96,000	32	3	96
十六	2,000	72,000	36	2	72
十七	1,000	34,000	34	1	34
計		3,000,000			3,000

徴收法

第一條　經費ハ徴收等級割戶數割ノ二法ヲ以テ

第二條　徴收等級割ハ前年度ノ徴業納稅額ヲ標準トス

第三條　戶數割ハ一戶一ヶ年金貳拾錢トス

第四條　經費ハ年額ヲ一月四月七月十月ニ四分シ各三十日迄ニ徴收シ過數ヲ生スルトキハ其最初月ノ徴收額ニ加フ

第五條　組合員ハ前條期日内ニ納附スヘキモノトシ若シ理由ナク期日内ニ納附セサルトキハ組合定款ニ據リ處分ス

但シ處分手續ニ要スル費用ハ總テ未納者ノ負擔トス

第六條　經費ハ本年度中七月以前ニ加入スルモノハ壹ヶ年分七月以後ニ加入スルモノハ半ヶ年分ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ半ヶ年分ヲ課シ七月以後ニ廢業スルモノハ壹ヶ年ヲ課スルモノトシ開廢業共ニ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徴收ス

第七條　新規開業者ノ經費ハ組合等級割ノ最下位ヲ以テス

第八條　賦課法ハ錯誤或ハ違算アリト認メタルトキハ徴收過知ヲ受ケタル日ヨリ一周間内ニ訂正ノ申請ヲナサヽルトキハ無効トス

第九條　實收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ豫備費ニ編入ス

雜報

●評議員會及組合會　去月廿九日午後七時評議員會を開催し報告及提出議案に就て審議せり第一報告は組合員議員の異動即ち糸綛染織業の結果京都染吉川藤之助氏死去に就き補缺撰擧の結果京都染部議員再繁會社又下書彩色部議員別所嶋太郎氏辭職に就き補缺撰擧の結果田畑喜八氏各當撰就任せられたる件第二報告は大正二年度組合經費收支決算にて需外臨出納役夫体の説明して曰はく本年度に於て收入額に於て六百拾壹圓八拾壹錢を減したるが之れは時況不振のため廢業者及び無屆廢業所在不明のもの例年に比し甚だ多く其數二百餘戶に上り又全部の收納をなさず延滯し居るもの七十戶餘ありて之れらは順次納入せしめ得るも目下は見込なきものとし此金額六百圓を減じたるなり尚ほ未納者に對しては督促の方法を講じ成るべく減じたる之れ新加入者少なかりしためにして已ひを得ざるものなり於是支出の方に於ても豫め一期二期の徴收實況に鑑み總て節約の方針を採りたるを以て決算尻に於て第一款の所費に於て百七拾貳圓〇貳錢第二款組給費に於て五拾八圓貳錢第三款雷用費に於て九拾七圓九拾四錢第四款勉業費に於て百拾九圓八拾四錢第六款試驗所費百四拾圓九拾八錢第七款豫備費六拾六圓八拾貳錢四厘臨時費貳圓六拾錢と何れも豫算より減したるも之れ己むを得ざる減額なり依て收支差引計算して四拾六圓四拾壹錢四厘の殘金となるこれは大正四年度の豫算に繰入れたりと説明し二三質問もありたる外全部是認せられ次に大正四年度組合經費收支豫算に就て又説明して收入に於て八百四拾五圓九拾四錢と減じたるは第一款等級割戶數割に於て百五拾圓貳拾錢を減じたるが之れは前年に於て減少せし戶數と大正三年度に於て加入せしものゝ差引したる人員の差より出したる不足額なるも賦課法は前年と同樣なり然れども第二雜款收入に於て六百九拾九圓五拾貳錢六厘を減じたり之れは本年度に於て繰越金が前年の如く剩餘額多からざるを以て減少したるものなり隨ふて支出の部に於ても夫れ〳〵減額を行ひたり即ち第一款所費拾四圓を減じたるは雇員給に百參拾貳圓を增加したるも臨時雇給五拾貳圓使丁給八拾四圓を減却したるに依り決局以上の減額となり第二款組給費八拾貳圓參拾八錢を減じたるは窮直員一名を減し此際參拾六圓五拾錢と賞與費に雇員減少の結果四拾五圓八拾四錢とを減じたる合計額第三款雷用費に百九拾貳圓八拾錢を減じたるは備附貳貳拾圓点燈費貳拾八圓八拾錢消耗費參拾六圓を減じたるものにて之れらは前年度の實支出に鑑み節約し得たるに依る雜費參拾六圓保險費拾四圓旅費乘車費に六圓を減じたるは何れも前年度實支出に微し減じたるもの第四款勉業費に百圓を減じたるは補習學校の備附生徒用机椅板等の設備を完了したるに依る第五款陵墓費百圓は前年全部の修繕を終へたるを以て本年度は剩除せり第六款試驗所費中より百五拾七圓減じたるは技師の欠員を補充したるを以てなり第七款豫備費一九拾七圓五拾八錢六厘を減じたるは賦課徴收上より來る自然の結果なりとの説明を終へ一讀會文出一款より豫算全部の質問を經て二讀會に移り二三の意見ありしも少數にて成立す總て原案に決し三讀會を省略し確定議とし[illegible]人の部に移り支出既に確定議となりたる以上入る同樣にて異議なしとし原案に決したり賦課徴收法に至り率數も戶數割も前年と同樣に變更なし然れども等級割は前年の負擔納稅額と標準とするものゝ〔前年增額せられたるものゝ〕は隨ふて昇等せらるゝものあるべしとの説明を終て之れ亦原案通り全部の議決をなし越て本月一日組合會を開くも出席少數に就き流會となし翌二日再召集をなし午後七時より例催し出納役説明し石田組長議長となりて之れ亦慣習に從ひ原案に可決したる當日湯製斗御召區から[illegible]整部と變更したき希望を容れ之を附議すべきなりしも出席議員小數のため次會へ繰延せり

●糸綛色染部總會　去る十五日午前九時より同部の總會を開き現時の料の調賃より當業者の苦痛甚だしく工賃の直上りなすも一方西陣織物が糸價の變動日々低きに當業者の損失も亦事實明瞭なるものなれば之れに應せしめんとするも實行し得るや否や疑なれば此際同部員が採るべき今後の方針は如何にすべきやと云ふもの協議点の要項にして需續交充する處ありしも何分染料は六倍七倍の騰なれば僅少なる直上げとなしたりとて收支相償はべき筈なく去りとて元價に連れ相當の直上げをなせばとて織物業者の應じ得られざるは當業者より見ても無理からぬ狀態なれば當分休業するか反て損失少なかるべしと說多數なるも[illegible]全体の休業は除り體當ならざる事なれば現[illegible]織物業者に不便を與へざる程度に於て工賃の上げも双方協議の上注文に應じ勘定は毎月に改む事の決議をなし午後二時より講演會を開き左項記載の通り各氏の講演を聞き散會せり（講演要記は大略を記したるものゆへ其責め記者にあり）

○富田商品陳列所長の講話　化學工業の隆立は今日の急務なり開戰戰亂の影響より受くる打撃は強烈に之を感せしめたるも[illegible]

は原料は多く輸入に仰ぎつゝありて就中染業者の如きは常に染料及染品は交戰國たる獨逸に關ひるもの夥多なるに戰亂の爲め輸入は杜絶すると同時に其價格は非常に暴騰し當業者諸氏の窮狀慨想に餘れり然れども之れ獨り吾邦のみにあらず中立國の等しく化學工業の獨立を適切に感ずる處にして現に莫大利加に於ても之を聞き我政府も其急務なる事を認め既に調査中にありと聞くも靜からざる資本を要するものなれば今日の財政狀態にては此金の點に合はざるも將來は必ず其實行を見るは疑ふべき處なりと信ず間して輸入染料と其金額は大正二年度に於て輸入染料は他種のものを除き「アニリン」染料計りにて略〻五百萬圓計りにて之を國別すれば獨逸七、佛、白、英[illegible]三の割にて現今の在荷は價格の暴騰せし[illegible]は現品の缺乏と運ん程にはあらざれば其暴騰の[illegible]は他の事情より來りたる一時的のものと思ふから格別悲觀するに及ばずと信ぜり既に[illegible]島にも一二種染料船の物留せられ居れりと聞[illegible]の整理と供に解放せられ程なく入船あるものと信ず又南洋方面に於ても一二種此種の輸入染料あることを傳へ聞きたれば此等も日なを[illegible]入するものとすれば以後先づ一ヶ年位は都に費用を支ふる事が出來得るものと信ず併し駐[illegible]夫以上永引ものとすれば倉庫地に陷ちる[illegible]免れず然れども工業國としての吾邦は奮起[illegible]邦に仰ぐ樣では斯かる場合甚不便[illegible]るから之を豫防するには是非諸君も其時の來るをまちざる以前に於て之を計畫し之を實行し非常の用意を爲し置くの心懸けがなくてはならぬ事と思ふ云々

○香川商工課長の講話　本邦の重要物產々額は萬人より此產額と作出するものとし內農民が四割、商工業者が六割と云ふ勘定なり然して翌く六千萬圓が二千萬圓と見內又西陣織物が二千萬圓計後織物が一千萬圓と云ふ割にして又染物は三四百萬圓に當る割合なり然るに之を通觀は悉く國限りの骨董品多くして外國貿易論ずるの[illegible]靜なきは遺憾なり故に當業者は成[illegible]品の製出に注意し輸出をまとし無產[illegible]道と謂せざれば實力の進歩は到底不可能である由來本府當業者の編程は精緻の風俗に贅せられ大陸風に染まり趣い例々琥珀織毛斯綸スヲー等の如き貿易向製織何ありと雖も輸出先は印度等にして大部分は東洋向なり尤も印度は將來好望の地なり又支那婦人用衣服模樣もの等多少見込あるも目下試驗時代に屬し輸出としては其額殆んど視るべきものなし故に諸氏は時世の進運と供に之等改良發達の研究も亦怠りすべからず蠶に染織改良の聲喧しく商業會議所に於ては既に委員を設け屬々憂議ありたる事も永知せしが其結果に至つては未だ知悉せざるも今後に於ても此種の會合の多からん事を望むものであるがさて目下戰亂の影響と終局は如何なる程度を以て見れば[illegible]云へば今の所で各方面に渉り何れも同樣の有樣なるも東京及大阪の如きは軍需品の關係上稍や活躍するものゝ如きも現時輸入杜絶し缺乏の品多種あり[illegible]て幾分は中立國を經て輸出するが如しと雖も之は除り經濟界の大局には大した影響は與へない故に目下の不況は歐洲戰爭の終局如何に依り忽ち恢復するものとも信ぜられず假りに獨逸が戰敗するものとするも各國共に戰後の秩序整理に忙殺せらるゝものと思へば各人が豫想する如く除り上景氣を來たす事は覺束なきは勿論なり特に吾京都は半面は工業地にして半面は遊覽地となり居るがため平和克復後は只「ホテル」業者或は交通機關の如きは多少感況を觀るべきも一般商工業者の不況の原因が戰爭以外にして財政整理上より來たりたるものゝ[illegible]ば日本に特別に貨幣の增額するを見ざる中は其誠の好景氣は得られない幸ひ今日までの戰費は剩餘金を以て支出し別に人民より他方面に出兵を爲す等の場合に至らば共こそ一層心配なる前途である過日來の提灯屋も景氣には除り影響なきが如く思はる斯く申せば轉た數寡の情に堪へざるも夫れはそれとして諸氏は其業務に就ては大いに勤めざるべからずと思ふ夫より特に反省を促すものは組製の弊害と商業道德である或る漂器業者の話によれば京都の漂器製品は貿易品甚だ粗なきよし現に外國に行て觀れば勝同類の製產品多く京都製品は殆んど見る事は出來ない之に反し陶器は京都產のものかなりあるが元來日本貿易家の心性は甚だ拙劣なるものあり[illegible]が銀日農商彥大臣の旅行せられたるとき商業會議所員に面接せられ何れも日本製品の粗惡なる缺点と小言を以て襲撃せられ閉口せられたる事は無實なり又自分も前年亞米利加へ旅行せしことあり其際同國人より商品に附ての批評を聞きたるに日本品の直段は同質同品のものも差額甚だしきに一致せず尤も商品は時と相場により多少の變動あるも同時同質のものを注文するに甲乙の直段差額甚しく殆んど一定の直段なきが如きは不注意の甚だしきものにして外國人の不信を招くは無理からぬ事と思ふ之等は一に競爭の結果に出づるものと信ぜり又聞く事あり日本商人より獨逸染料會社へ「二等品を買入るゝ約束をなし一等品の「マーク」を貼付する事を申込みたるに取引を拒絕せられたりと尤も會社の信用と商業道德を重んずるものは斯かる不正な注文に應ずる筈なきは知れ切たる事なるに之をしも敢てせず斯かる申込みをなすは實に痛ずべき事であると彼の支那人は比較的商業道德を重んじ仲間關係にも邦人の擧ぶべきもの多かり然るに日本人は兄弟墻鬩計りに日を送り居る有樣なるは考ふべき事なり將た英國は不文律により規律正しく彈て自由行動なるも組合の規約を實行する事甚だ嚴重なり染物組合は他の組合に比し規律正しく機信ずるも他の組合には往々之に反するものある樣見受けるが見角日本人は公德心乏きゆへ隨ふて規約の實行は困難なり西洋なりの實況を例せば「ボリヌガ」街筋に立ち通行者自働車等を右又は左と交通を指導せば三町又は五町も次第に指揮通り一人として之を亂すものなく亦人車の前後順も一切亂れず前車に故障あらば如何なる高位高官も前車の進行する迄は停立して決して先驅を爲さゞる等交通上との如き之は相互共通感念の發達なるに因れる事勿論なり是等に鑑み組合あらば組合規約を遵守するは當然である本業者諸氏も堅固なる志操を維持し規約を嚴守せらるゝと同時に利益の增進を圖る事に留意し時の不況に打克つ事の心懸が肝要なり

○池田西陣織物組合長の講話　買料拂底に隨ひ價格暴騰するも染工賃を引上げるは困難なり或程戰亂のため染料の拂底は事實なり染業者諸氏が營業の不引合も事實なりと雖も[illegible]

©Kyozomekai

○象子染織學校長の講話　唯今飛田君は諸氏に糸染の研究を奨められましたが私は染物營業には直接の關係は有しないが其研究に附て諸氏の御參考までに御話し申したいと思ひます要するに研究と云ふ事は或る物に工夫を加へ一部改良を施すとか又は新たに一の事物を生み出す事の謂ひにして此研究が總ての結果を發明するのであつて大概な研究は獨逸を主とする欧中學文の題歩は獨逸に限る例を擧げて謂へは後の六百六號の樟毒剤又は從來不治の蟹脚氏として醫治の方法なかりし肺病藥の如き何れも研究の結果之を全治する事が出來る樣になりました實に研究の力はあらいものであるこは則も病氣の原因を糺し夫より研究を重ねるが故である「火事の原因は火にあるが如く」一の目的物に向つて專心後まず之に當らねばならないから何れも余程堅忍の志操を要するなり彼の六百六號藥の如きも第一號より第二號に渉り三號四號を順々に六百六號迄研究を重ね漸く成功せしものにて到底一々名稱を附する暇なく研究せられたるものは順次番號を附し置きたるものを其儘名稱として六百六號と名附けたり今は日本大學に於ても製するとが出來るが始め獨乙にて研究したるは數十年間係りて奏効せしものなりと聞けり又獨乙人タルンアと云ふ人大硫製作の研究せしが其大規は看弾八理（略三里七丁計・弾九量二千貫目もあり初代には成功せず繼續二代目に至り効を奏せり是も五六十年間研究に係れり故に斯く長年月と大資本とを投ぜざれば出來さるものなり染料に於ても然りで獨乙製染料「ウルトラマリン」と云ふ染料あり此染料は英國にもあり何れも同し原料により製造せられたるものなるが獨乙のものが上等にて英國製品は劣れり故に英國の或る技師は相當傳授料を支拂から製造方法の傳授を受けたき旨獨乙技師に交渉せしが獨乙技師は之を諾し傳授することなり製造工場の設備萬端其他製造方法の説明原料等一切包藏なく傳授せり之と聞きたる英國技師は其方法が自分の製造方法原料其他一切厘毫の違ひがない故誠に不審の或を起し重て獨乙技師に其由を詰けたるに獨乙技師の言には南天には製造しないと云へり嘗此点は明らかに工業上に於ては他に例一つ無りたるとは平和的に拐氣せり

又獨乙は支那の四川省に染織學校を建て一ヶ年の經常費拾萬圓つゝ支出せり生徒は支那人百人を制限し入學を許せり尤も學用品一切は之と學校より支給し生徒より授業料入學料の如きものは豐錢も取らす素より教員は本國より送り充分の給料を支拂ひ居れり入學は支那人の優等生計りを入學させ之を養成しつゝある獨乙は貳拾六萬圓の創立費を投し年々拾萬圓つゝ經常費を拂ひあるを見ては如何なる目的であるか甚だ疑はしく思はるゝが之は他なし染織學校生徒が漸々卒業の曉支那内地が染織業の發展を見るは亦知るべし此の時に當り獨乙に產出する染料藥品を始め之が器械と賣付くるを目的とし今日迄既に百五拾萬圓を投じなるは一ヶ年の後に利益を得んとする遠大の目的を立てたるものなり

右の如く支那を好き目的あるには研究が大切に必要にて成績を得ること不容易なるも忍耐心か强ければ出來難けさない彼の小野の道風六十歳にして手習をはじめたる例もあり兎角忍耐力を養成せられんことを祈ひ

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及ビ荒物店ニアリモシ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ

三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　高谷良次郎
發行所　京都染物同業組合事務所
京都市釜座竹屋町南入
製版上ノ六七七番

京都染物同業組合月報

公示

公示第三十二號

左記ノモノ徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正三年十二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

浸部部員西島四喜徒弟　山田　精造
友禪部員神野久三郎徒弟　上田常次郎

雜報

●徒弟修業證書及工賃賞狀申請　徒弟ニシテ大正三年十二月三日迄ニ契約年限滿了ノモノアルトキハ來ル一月十日迄ニ雇主ヨリ徒弟姓名年期ヲ明記シ組合事務所ヘ下附ノ申請セラレシ又職工徒弟ニアラス左ノ各項ノ一ニ該當スルモノアルトキハ同ジク日迄ニ賞狀下附ヲ申請セラルベシ

一染術上又ハ藥品ニ關シ特ニ發明ヲ爲シ所業ノ改良發達ニ稗益アルモノ
一品行端正ニシテ特ニ勤續シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルモノ

●評議員會　去ル十四日午後二時ヨリ左記ノ案件ニ付評議員會ヲ開キタルニ當日出席者ハ石田組長、木村鶴吉氏、金山劇組長、評議員伊藤竹松氏、田畑房太郎氏、桂茜助氏、今村萬吉氏、田村藤吉氏、澤水藤三郎氏、永井政次郎氏、五十嵐忠次郎氏ノ十一名ナリ

議　案

一、綵線部員並河安太郎ノ申請ニ係ル捺染應用絞リ染ノ發明ニ對シ定款ノ規定ニ從ヒ組合ノ保護ヲ受ケ相當期間組合員ノ侵害ヲ保護セラレタキコト

石田組長議長トナリ本案附議ノ旨ヲ宣ヘタルニ評議ノ結果此種ノ染法ハ最キニ同種ノ絞リ染アリ既ニ公知ニ屬スル疑ヒアルヲ以テ之レカ調査ノ上許否ヲ決スルモノトシ之カ精密調査セシコト公知公用ニ屬スルモノニ付該申請ヲ却下スルコトニ決シ

二、友禪部員芝田米吉ヨリ新町通御池上ル中安米吉ニ係ル染工賃殺額ニ對シ支拂請求ニ應セザルニ依リ組合定款ノ規定ニ據リ處分申請ノ件

本件附議ニ付キ曾テ組長代理トシテ其手續ニ關係セル金山劇組長ヨリ一順ノ説明アリ評議ノ結果中安米吉ヲ不拂者ト認メ取引停止處分ヲ爲スヲ和當ト認ムルモ今一應

三、時局ノタメ染料基調セシ面已ナラス賣品中時ニ不純物ノ混入スルモノアリ此弊害ヲ矯正セシムル方法ノ件

本件ヲ附議セシニ組合員ハ示後充分警戒ヲ加ヘ不純物混入ノ染料ヲ發見スルトキハ組合ヘ提出シ試驗ノ結果事實不正行爲ノ顯ハルヽトキハ組合員一般ヘ通告シ不正店舗ヨリ取引ヲ停止スルコトニ決ス

以上議事を了し午後五時ヨリ石田組長の支那視察報告ありて閉會

●各部工賃改正の實況　本年八月以來染料は騰貴し現今に至りては殆んど七月差和塙よりは三倍八歩に至れるは調査上確實なる所にして當業者の苦痛とせし所なりしも一方米價の下落に依り僅かに工賃の現狀を維持し來りたるも漸次昇昇の一方に傾ゐを以て已むなく九月に至り木綿黑染部が率先して五割直上げと發表すると共に色拔部糸絽色染部繪糊練部裏地紺染部友仙部紫諸色染部紅染部糸絽黑染部生藍紺染部正紺染部引染部の各部は各五割上げを發表したるも其實際の實行上に至りては更角步調整はず十分の勵行を見るを得ざりしが其中染料商側に於て取引法を改正し總て現金賣買となりし結果當業者中には隨分苦痛を感ずるもの少なからざりし樣子を示したるが之れが動機となり最早工賃競爭を試みるの餘地なき塲合に立至り始め各部に於ける腰屬連も結束するに至れり夫れ以後各部に於て其業務の接近するものは相互に聯合會を開き同一規約の下に活動するとし漸く步調を一にすを得着々實行の步を進めたり然るに悉皆屋組合は同組合員に向け染物部の直上げには應ずべからざること若し交渉する必要あれば組合其衝に當るべき通知書を發したるを以て多少事理を解し得べき能力ある仕入悉皆屋は直接當組合員の交渉に應じたるも平素該組合位を眼中に措かざる小悉皆屋なるものが妙に組合の通知を稽とし應せざるもの亦少なからず之を以て組合は出來得べくんばなるべく圓滑に目的を達すべく不取敢悉皆屋組合が其組合員との間柄に於て行はるべき命令の程度を知りたる上組合員が實際組合を信頼するならば相當の交渉を試みるべく事務員を派し懇々組長高山與三吉に面會し双方の組合間に於て交渉せし事項に對して其組合は責任を帶びて組合員に實行せしめ得べきやを質問せしに夫れに對して責任を帶ふる能はず只組合が交渉したる顚末を報告する迄のものなりとの答辯なりしと之れは豫期せし處にして無理からぬ事なりと思ふ少しも信頼せざる組合員が其組合の發表する指示命令に對しては何らの効もなく隨よて責任を帶ふる能はざるは當然の事なり然るに徒らに我奴の一辯拆を設けしむる如き通知書を發し强動的に之れを執捷する手段を採る如きは該組合のために憎む所なり於是當組合は各部をして一定の標準を設け之れを實行する大体の方針を示すに足るべき規約を制定せしめたり然れども悉皆屋如きものは口約位は何の信を置くにも足るものにあらざれば工賃受取勘定の場合に至り紛議を生ぜざらしむる豫め其承諾を求めしめもし理由なく絶對に應ぜざるものは豫め眉出でしめ組合員へ内報し警戒を與へ損害を少なからしむること、せり既に組合員にして一月より十月期に至り悉皆屋より不當の步引難引を强ひられ或は工賃の不拂高は未だ全部の眉出なきを以て詳細の數は知れざるも今日の所約二萬圓以上に達すると以て見れば決して輕視すべきものにあらざるなり故に組合員たるものは悉皆屋相手に取引を開始せんとせば十分の取極めを要する次第なるが其恐るべき手段を講ずる實例は頃日日出新聞に掲載せる一節を拔萃すれば左の如きものあり

（前省）先づ拾五に上げんとする染業者に對し荐りに他の染業者の技術の擴劣を難と巧みに煽て上げ工賃は何程にても提供すと持ち込む染業者は此の樹壯丹的の甘言に全然相手を信用し俄かに職工まで雇入れ注意に注意を重ねて期日までに染め上げるなり而して愈々工賃仕拂勘定の塲合となれば思ひきや相手は全く僅度一變し請求額の半にも滿たざる仕拂を爲すなり其手段たる洵に不正極まるものにて一問四ち二箇月間に於ける染上げ高千疋ありとせば其中三百乃至五百疋は染上げ不完全なりとか或は損傷ありとして支拂を肯ぜざるものにして茲に於て染業者は不上り品損傷品の實證を示すべく請求する事あれば彼れは斯かる損傷者等は既に多額の損失の下に他に賣却して現存せずと應せず强いて我意を主張する能はず二箇月間の若心の水泡に歸するのみか下職其他の傭人に支拂ふべき賃錢を補足し泣寝入りして止む此奸手段を弄して多數の染業者間を轉々せば少額の資本を以て多大の利益を得るは容易の事にして即ち此れらの際害を防ぐために同組合の各部が其規約中に豫め不拂者及損傷云々に事寄せ工賃の直引を爲す商店名を一般に通知せしむるとの項を加ふるに至りたる所以なり更らに甚しきは名を損害賠償に藉り不當此れは同じく悉皆業者間に有力と認められ居る業に依り行はれたる實例にして一種物業者は

© Kyozomekai

某より練注文を請負ひたるに某は練り過ぎたりとの口實の下に練物業者に向つて全部品物を買ひ取るべく強職し結局二百圓の損害賠償を每月の練注文を受け其工賃を以て某たす事に承諾を得某よりの注文に對する約一年間の工賃を棒に振るの餘儀なきに至らしめられたる事實より然も某は先きに練り過ぎたりとの名目の下に損害賠償をさへ要求したる件の品物を他の練物業者に持ち行き練不足なればとて統直しをなさしめたりと云ふに至りては實に好手段の甚しきものにして某して此の如き事實が行はれ得るものとせば商人は生殺が下落するも構物の低落を見るも其相場の變動より生じ來る損害は此の投機なる商略に依り全部職人側の負擔に轉嫁し得るものにして職人側は徒程の警戒を要する譯なり此れ等は大悪習屋即ち仕入悪習業者中に行はゝ惡手段なるが所謂小悪習屋の部類に屬するものにて一厘の賣本もなく僅かに風呂敷一枚を持つて飛び歩く手合に至りては染業者の害生虫たるの名稱を附せられざるべからざるもの極めて多し尤も染熊側に於ても所謂大悪習屋に對するには反對に仔細に注意を拂ひ最初より現金取引の契約を結ぶものなるが人情の常として遅々に顏馴染も出來る處から遂には調勘定の已むなきに至るものにして愈々勘定となりたる場合多少の内入を爲すは上の部に屬して全部の仕舞を爲さゞるもの多數に上る由也して斯かる輩の容易に跡を絶たざるは染業者の數多く市の内外に散在し居れるに因るものと云ふべし染業者にして以前の工賃を請求するの一手段として後よりの注文品を差押ふる事あらんか固々しくも其筋の手を煩はし更らに此れを工賃不拂の口實となすが如き固より工賃請求に對する正當の方法に非るは云ふを俟たざる所なりと雖も其徑路を開けば同情すべきものあり進んで工賃請求訴訟を提起するとしても其事件にして數年をも經過せば勝訴となるも費用倒れとなり現に染業者にして訴訟を提起し既に四年を經過する今日尚落着を見ざる等の例ありて其損雖なる手數と費用の点を顧慮するの結果已むなく涙を呑んで商人側の脅迫に甘じ來るものなりとの事なるが要するに愛には只一部の代表的惡例を示したるものみなれど此れを調査せば過ぐる時あらんも惡悪習業者の跋扈跳梁は曾に染業者に苦痛を與ふるに止らず從來幹事の尠價を博し來れる京染の眞價を減殺する点に於て染料商團の昨今更らに粗惡の惡評を勵長するの甚しきものあらんとの危惧の念を抱かしむる時に當り多年の壓迫に堪へ難き苦痛に呻吟し來りたる染業者が斯然對抗策を講ずるに至りたるは蓋し時勢の然らしむるものにして又已むを得ざる事と云ふべきなり

●手拭染區の契約　同區も染料の騰貴より從前工賃の改正を行ひ其違反者處分に對しては組合定款部規則に準據するは勿論なるも特別に左の各項を公正證書とし一層の勵行を期することに決議し本日公證人役場に於て區員集りて署名捺印する筈なり

契約條項

第一條　京都染物同業組合手拭友仙染工賃ヲ左ノ通リ協定シ大正四年壹月壹日ヨリ實行ス

一中抽	同	金五拾錢
一大抽	同	金六拾五錢以上
一夏拭	同	金六拾錢以上
一同	赤染白地	二巾一分改金壹圓八拾錢以上 三巾幅廣目金壹圓五拾錢以上
一同	同	白地三巾金貳圓五拾錢
一玉騎冬拭	別染	壹疋　金貳圓五拾錢以上

以上ハ最低工賃標準トシ正味タルコト

第二條　區員ハ於テ本契約ニ違背ナキシ染價ヲ減額シテ取引先ノ注文ニ應シタルトキハ一違反行爲毎ニ違約損害金五拾圓以上貳百圓ノ範圍ヲ以テ違約損害金ヲ徵收ス

右違約損害金ハ京都染物同業組合手拭友仙區ノ幹事若クハ副幹事ニ差出スヘク若其納附ヲ怠ルトキハ右幹事若クハ副幹事或ハ之レカ委任ヲ受ケタル代人カ一切ノ取立手續ヲナスヘク此場合ニ於テ違反者ハ違約損害金ニ付キ强制執行ヲ受クルモ異議ヲ唱フヘカラス

第三條　區員ニ於テ此契約ニ違反セル疑ヒアルモノヲ生シタルトキハ當區幹事副幹事商議員ノ七名若クハ役員ニアラサル區員七名ニ於テ之レカ調査決定ヲナシ違反者タルコトヲ認定セラレタルトキハ何人ト雖トモ不服ヲ唱フルヲ得ス

但シ違反者ハ調査會ノ召喚ニ應スルハ加

入部員ハ其住文主ハ價格標準規定ニ據ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯シ尚不當ノ値引ヲ爲シタルトキハ當部長ヲ經テ組長ニ處分方ヲ申請スヘシ

但此ノ場合ハ其解決ヲ見ル迄一時同業者ニ通告シ取引ヲ停止スルコトアルヘシ

九本組合同業者ハ職工徒弟ニ關スル工場規定ヲ設ケ之ヲ遵守セシムヘシ

一〇職工ハ同業者ニ雇使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スルモノヲ云フ

一一徒弟ハ同業者ニ雇使シ其業務ノ修習ヲ受クルモノヲ云フ

一二部員ハ部員ノ職工徒弟ハ其許諾ナクシテ雇使スヘカラス

一三組合及部員ハ雇入停止又ハ禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一四該業中疾病又ハ其他ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スコト

一五職工又ハ徒弟使スルトキハ三日内ニ部長ヲ經テ組長ニ屆出ヘシ解雇シタルトキ亦同シ

一六前項十五ノ届出ニ要件左ノ如シ

一職工徒弟ノ住所氏名年齢

二職工徒弟ノ保證者住所氏名年齢

三使用者ノ氏名

四業務ノ種類

五期限ノ有無

一七職工徒弟ノ解雇ハ業務ノ餘暇ヲ以テ修身識字及衛生習ノ普通科ヲ教修セシムルコトヲ要ス

一八該部員ハ業務ニ至ラハ食員ハ部長ヲ經テ修業延期與ノ申ヲ組合組長ニナスヘシ

第七條　部長ハ必シモ業務ニ專ラシテ時々職工徒弟ノ業務奬勵上左ノ事項ヲ調査シ其ノ成績ヲ組合ニ報告セシムヘシ

一所業ノ改良發達ニ關係アルモノ

二品行方正ナルモノ

三製約期限ノ滿了ニ當リ業務ニ精勵シ殊特ノ勤績アリ模範ヲ示シタルモノ

四業務ノ修得ニ熱心ニシテ他ノ模範タルモノ

第八條　部長ハ部員ヨリ提出ノ屆出ヲ受ケタル

トキハ事實ヲ調査シ違反ヲ認ムルトキハ組合長ニ通知スヘシ

第九條　職工徒弟ニ關スル取締法ハ組合ノ職工徒弟取締法ニヨル

第參章　加入脱退ニ關スル規程

第拾條　開廢業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組合ニ屆ケ出スヘシ

第拾壹條　廢業者ハ本組合ノ証票ヲ返納スヘシ若シ屆出ヲ怠リ証票ヲ返納セサルモノハ組合及部ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　部員ノ權利義務

第拾貳條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利ヲ享有ス

第拾參條　一部員ハ部ノ役員又ハ議員ニ選擧セラレ又選擧ヲ爲スコト

二部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

三部ノ事務ニ干與スルコト

四部ノ業務又ハ會計及ヒ財產等ニ關シテ部長ニ說明ヲ要求スルコトヲ得

第拾四條　部員ハ左ノ義務ヲ負擔ス

第拾五條　部ノ經費及部ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一部ノ名譽職ヲ擔任スルコト

二組合定款部規約其他ノ規定及決議ハ遵守スルコト

三部長ノ召喚ニ應スルコト

四部員ハ役員ノ命ヲ受クタル職員ノ臨檢及ヒ諮詢ニ對シ抗拒スルコトヲ得ス確實ニ答辯スヘシ

第五章　役員ノ資格及權限

差選擧規程

第拾六條　一部　長　壹名
二副部長　壹名
三會計役　壹名

第拾七條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本部地區內ニ現住シ一ケ年以上其業ニ從事シタルモノ

二同地區內ニ不動產ヲ所有スルカ又ハ營業國稅ノ負擔者タルコト

三滿貳拾五年以上ノ男子タルコト

第拾八條　左ニ揭クタルモノハ役員トナルコト

二組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後一ヶ年ヲ經過セサルモノ

三公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

四其他法律上ノ處分ヲ受クタルモノ

第拾九條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一部長ハ部一切ノ事務ヲ統理シ之ヲ代表ス

二部長ハ部議員及部員ヲ招集シ其議長トナルコト

三副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其代理權ヲ有ス

四會計役ハ部ノ經費ノ收支並ニ會計及用度ノ事務ヲ掌理シ部ノ財產ヲ保管ス

五部議員ハ部長之レヲ定ム

第貳拾條　役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス

一役員ノ當選ハ部員ノ多數投票者ヲ以テ之ニ充ツ投票同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

第貳拾壹條　役員ノ定數ニ缺員ヲ生スルトキハ直ニ補欠選擧ヲ行フコト

一補欠選擧ニ當選シタルモノハ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

第貳拾貳條　役員ノ任期ハ滿貳ヶ年トス

第貳拾參條　役員ノ辭職セントスルトキハ事理ヲ說明シタル書類ヲ微シ部長ニ屆出フヘシ部長ハ部會ニ諮リ之レカ許否ヲ決ス

第貳拾四條　役員ハ左ノ理由アルニ非ラサレハ任期中辭職スルコトヲ得ス

一疾病ニ罹リ其職ニ堪ヘサルモノ

二其他部會ニ於テ正當ノ理由アリト認ムルモノ

第貳拾五條　本章ノ規定ニヨル決議ハ部長ヨリ組長ニ承認ヲ求ノ實行スヘシ

第六章　議會ニ關スル規程

第貳拾六條　本部會ハ重要ナル事項ヲ審理スル爲ノ部會ヲ設置ス

一部會ハ部員拾名毎ニ壹名ノ割合ヲ以テ選出シタル議員ヲ以テ組織ス

第貳拾七條　部會ノ權限ハ左ノ如シ

一部經費收入豫算及賦課徵收法

二經費ノ決算財產目錄ノ認定

三部ノ利害ニ關スル事項

四組合組長部長其諮詢其他必要ト認ムル事項

第貳拾八條　部會議員貳分ノ一以上又ハ部員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ之ヲ部會ニ付ス

第貳拾九條　會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ少クトモ三日以前ニ通知スヘシ但緊急事件アルトキハ十二時迄短縮スルコトヲ得

第參拾條　會議ノ表決ハ出席議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第參拾壹條　部規約ノ改正刪除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第參拾貳條　會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ顚末并ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ議員貳名以上之レニ署名シ保存スヘシ

第參拾參條　部會議員ノ補欠ニ關シテハ第貳拾壹條ヲ準用ス

第參拾四條　部長ハ每年一月七月ノ兩期ニ部總會ヲ開キ部ノ工況統計ヲ調査シ組長ニ報告スヘシ

但緊急事件アリト認ムルトキハ臨時之レヲ開クコトヲ得此ノ場合モ亦前條ニ同シ

第參拾五條　會議ニ欠席セントスルトキハ開會時刻前ニ欠席屆ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

但緊急委件トシテ召集セラレタル場合欠席スルトキハ部員ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ得

第八章　會計ニ關スル規程

第參拾六條　會計ニ關スル規定ハ同業組合定款第八拾五條乃至第九拾六條ノ規定ヲ準用ス

第九章　違約者處分法

第參拾七條　部員ニシテ左ニ揭クタル行爲アリタルモノハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ過怠金ヲ科ス

一工賃格標準ニ違背シタルモノ

二取引停止ノ公示ヲ受クタル注文主ヨリ同種類ノ新ナル注文ヲ受クタルモノ

三取引停止ノモノ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ヲ示談ノ上取消屆ヲ爲サヽルモノ

四注文主ニ對シ不正ノ行爲アリタルモノ

五同業者ノ信用ヲ妨害シタルモノ

六携言詐欺其他不正ノ所爲ヲ以テ同業者ノ注文ヲ奪ヒタルモノ

七同業者ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ許諾ナクシテ使用シタルモノ

八他ノ同業者カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職

論質問ニ應答シ其他調査ニ必要ナル候補參考品ノ檢査ヲ拒ム者ハ得サルモノトス

第五條　違反者ニ對シ處分ノ決定ナシタルトキハ幹事或ハ副幹事名義ヲ以テ處分ニ關スル決定書ヲ違反者ニ送達シ期日ヲ定メテ違約損害金ノ納附ヲ命スヘシ

第六條　懲戒シタル違約損害金ハ當區ノ積立金トシ役員會ノ指定セル銀行ニ預ケ入レ保管スルモノトシ若シ當區ニ於テ必要ナル營業事項ニ就キ他ノ部ト聯合協議スルトキハ總會ノ決議ニ據リ之ヲ流用スルコトヲ得ス

第七條　違反者ニシテ違約處分ヲ受ケ尚其行爲ヲ改ノサルモノハ再違反者ニシテ處分ヲナスハ勿論違反者ハ其染取引ヲシタル得意先トハ受處分以後壹ヶ年間ハ其染注文ヲ受ケサルモノトス

第八條　區員ニシテ他同業者ノ違反行爲ヲ知リナカラ之ヲ區幹事ヘ屆出ヲサルモノハ違反者ト同一ノ處分ヲ受クヘシ

第九條　違反者ニシテ處分ヲ受クルモ其行爲ヲ改ムル意思ナキモノト認ムルトキハ區員總會ヲ開キ之レカ處分法ヲ定ノ違反者ヘ通告ス此通告ヲ受ケタル違反者ハ如何ナル理由ヲ申立フルモ採用セサルモノトス

第十條　本契約ノ存續期間ハ本日ヨリ大正五年十二月迄トシ其伸縮スルノ必要アル場合ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ決ス

●御召再整部　湯熨斗部中の御召湯熨斗業者は其工程上他の湯熨斗とは其性質を異にし隨ふて取締上同一規約の下に活動し能はざる事情もあれば別立して一部を組織したしとの希望にて當年春以來再三總會を開き之が畫策する處ありて其手續と請求せられたるも何分一部を組織するには組合定款の改正をなしたる上にあらざれば如何ともすべからざる事情われば容易の問題にあらざるも湯熨部總會の決議か分離するも差支ひなきとあれば假りに一部成立の準備をなし置くも差支なかるへしとの評議員會の意見なりしを以て不取敢其準備をなさしめ去月の定期組合會に提案せしも議員數定數に滿たざりしを以て附議し能はざりしも來春劫々組合會開催ある筈もへ之に提案し何れは一部を獨立せしむることゝなるべく既に左の通り部規約の準備を編成し假部長の豫選をなし厚田治三郎當選し目下事務の整理中にあり

京都染物同業組合御召再整部規約

第壹章　總則

第壹條　當部ハ京都染物同業組合定款ニ依リ之レヲ設立シ京都染物同業組合御召再整部ト名稱ス

第貳條　當部ハ御召再整業者ヲ以テ組織ス

第參條　當部ハ左ノ事業ヲ目的トス

一御召再整營業者ノ團結ヲ堅固ニスルコト

二營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト

三營業上ノ改良發達ヲ圖スルコト

四營業者ノ權利及義務ヲ擁護スルコト

第四條　當部役員ノ員數ハ左ノ如シ

京都染物同業組合第八部御召再整部長何人	方	一寸二分
京都染物同業組合第八部御召再整部會計掛何人	方	一寸二分

第貳章　目的及業務

第五條　部員ハ協力一致シテ組合ノ目的業務ヲ實行スルモノトス

當部ノ目的

一斯業ノ改良發達ヲ圖スルコト

二營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト

三職工及徒弟ノ教育ニ關シ及ヒ監督ヲ爲スコト

第六條　當部ノ業務ハ及ヒ監督ヲ爲ス事項

一工賃最低標準ニ關シ組合組長ノ承認ヲ受ケ農商務大臣ニ報告シ効力ヲ生ス

二標準額ヲ設タル者ハ正確ナル調査ヲ遂ケ組長ノ承認ヲ經テ之レヲ改正スルコトヲ得

三華主先ニ對シ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナスコトヲ得ス

四部員ノ不利ヲ來スヘキ不正行爲ヲ以テ其注文主ノ注文ヲ奪ヒタルモノハ之ヲ處罰スヘカラス

五本部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具商標ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

六同業者ハ華主先ニ對シ誠實ヲ旨トシ取引ヲナスヘシ

七部員ハ華主先ノ出入ニ關シ紛議ヲ生スルトキハ直ニ部長ニ屆出スルコトヲ要ス

八本項ノ違反アリタルトキハ本項ノ違反者ハ部會ノ議決ニ依リ處罰ス

工又ハ徒弟ヲ同業者ノ承諾ナクシテ傭使シタルモノ

九停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未ダ解除セラレルサル職工又ハ徒弟ヲ傭使シタルモノ

一〇組合及部ニ加入スヘキ者ニ對シ其加入ヲ拘留シ又ハ部員ヲ勧誘シテ組合及部ヲ脱退スルノ挙動ヲ爲サシメタルモノ

部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アルモノハ五圓以上五拾圓以下ノ過怠金ヲ科ス

一同業者ニシテ營業ノ種類ニ據リ部ニ分属セサルモノ

二部部所在ノ同業者ニシテ市ノ部ト利害ノ關係ヲ有シ當該ノ部ニ分属セサルモノ

三正當ノ理由ナク役員及委員又ハ組合組長ノ命ヲ受ケタル職員ノ施物ヲ拒ミタルモノ

四吾嘉ヲ携帯セサル職工徒弟ト雇傭契約ヲナシタルモノ

五詐欺ノ手段ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケタルモノ

六詐欺ノ申立ヲ爲シ登記ヲ受ケタル職工徒弟ナルコトヲ知テ傭使シタルモノ

七雇傭期限中ノ職工ニ正當ノ理由ナク相當ノ日給ヲ與ヘサルモノ

八職工徒弟ヲ正當ノ理由ナクシテ教養セサルモノ

九就業中疾病ニ罹リ又ハ傷殘ヲ被リタル職工及ビ徒弟ニ對シ正當ノ理由ナク治療ヲナサシメサルモノ

第參拾九條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ貳拾錢以上拾圓以下ノ過怠金ヲ科ス

一正當ノ理由ナク組合組長及部長ノ召喚ニ應セサルモノ

二職工及徒弟ヲ傭使シ其期間ニ登記ヲ請ケサルモノ

三職工及徒弟ヲ解約シ直ニ登記取消ヲ請ケサルモノ

四登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其變更ノ登記ヲ請ケサルモノ

五証票ヲ門戸ニ掲示セサルモノ

六虫蛀其他ノ損害ヲ與ヘタルモノ

前項違約者ニ對シ處分決定書ノ謄本ノ傳達ヲ受ケタルトキハ部長ハ直ニ之ヲ發達スヘシ

附　則

第四拾壹條　本部規約ハ承認ノ日ヨリ施行ス

第四拾貳條　本部規約ニ記載ナキ事項ハ京都染物同業組合定款ノ條項ニ準據シ之レヲ適用ス

●酸使用者の注意　生地變色の原因鑑定の爲當試驗所に鑑定を請はゝ、物少からざるが其基因する所主として硫酸及硫酸塩類の分解より來るもの即ち硫酸根に因るもの多し當試驗所に於ける試驗の結果が明かに硫酸に依る損傷なる時に其總ての關係者が硫酸を使用せずと主張する事あり斯る時は其責任を何れに歸すべきか何人も疑ふ所なるべし思ふに其原因は使用したる有機酸中に硫酸を混入しありたる故なる可し

日下凡ての藥品廣告せるを以て染色業者の多量に使用する有機酸の如きは最も信用すべき商店より購入するを可とす

有機酸中殊に多量に使用さるゝ醋酸木醋酸蟻酸の如きに對し品質を惡しくしてしかも酸の力を强からしめんには他に硫酸の如き廉價にして且酸の力强き物を混ずる外適法無し

茲に於て藥種商にては硫酸を混ずる事ありされども硫酸の存在は定性分析に於て直に分明するを以て組合員に於て新しく購入せる物に對して當試驗所に持參して試驗を請はるれば直に應ずべく斯くて硫酸含有の劣品と廻くるを得べし

若し自宅に於て簡單に試驗せんには試驗品に水を加へて扇酸性となし之れを徐々に沸騰せしめて醋酸瓊氣の著しく去りたる時猶は其扇酸性に變化無き時は他の酸を混入しある事明かなり

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ニヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニアモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ニヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及ビ荒物店ニアリモシ無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ
三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

發行兼印刷人　藤本新右衛門
編輯人　高谷復次郎
京都市釜座竹屋町南入
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

京都染物同業組合

公示

○公示第一號

契約年限ヲ滿了セシ左ノ氏名者ハ修業證書ヲ附與ス此旨公示ス

大正四年一月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

第號	氏名	業狀	何部徒弟
一	修業年限 自大正四年一月一日 至同年月日	何ヶ年	何　某

右修了ノ旨授業師ヨリ業ノ證書ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合ノ定款第十款十五項ニ依リ修業狀ヲ附與ス

大正四年一月十八日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

| 同 | 紫染 | 上畫 | 飽 | 同 | 小紋 | 同 | 飽 | 張物 | 枝 | 同 | 形彫 | 同 | 下畫 | 同 | 紋 | 同 | 張物 | 浸 | 色 | 小紋 | 上紋 | 同 | 柳茶 | 同 | 友仙 | 同 | 同 | 同

一、倉庫業
一、運河業
一、綿糸業
一、船舶業　鑛業
一、貨物陸揚業
一、鐵道業
一、負業
一、印刷業
一、請負業
一、出版業
一、寫眞業
一、廣告業
一、旅人宿業
一、料理店業
一、興行業
一、代理業
一、中立業
一、問屋業
一、信託業

第二條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小賣ヲ爲スモノヲ謂フ

左ノ諸業ハ前項ニ該當セザルモ仍物品販賣業ト看做ス

一、製造場ヲ有シ職工ヲ使役スルコトヲ原料ヲ供給シ工賃ヲ支拂ヒ物品ヲ製造セシメテ販賣スルモノ

二、一定ノ製造場ヲ設ケズ物品ヲ製造シテ販賣スルモノ

三、牧場ニ非ザル場所ニ於テ飼料ヲ購求シ家畜等ノ家畜ヲ飼養シ又ハ鶏卵牛乳等其ノ產物ヲ販賣スルモノ

四、農介類ヲ養殖シテ之ヲ販賣スルモノ

五、勤植物其他普通ニ物品ト稱セザルモノヲ販賣スルモノ

第三條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業及物品賃貸業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

五、勤植物其他普通ニ物品ト稱セザルモノヲ販賣スルモノ

第四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業及物品賃貸業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業及物品賃貸業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業及物品賃貸業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

一、倉庫業
一、運河業
一、綿糸業
一、船舶業　鑛業
一、貨物陸揚業
一、鐵道業
一、負業
一、印刷業
一、請負業
一、出版業
一、寫眞業
一、廣告業
一、旅人宿業
一、料理店業
一、興行業
一、代理業
一、中立業
一、問屋業
一、信託業

第二條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ物品ノ卸賣又ハ小賣ヲ爲スモノヲ謂フ

左ノ諸業ハ前項ニ該當セザルモ仍物品販賣業ト看做ス

一、製造場ヲ有シ職工ヲ使役スルコトヲ原料ヲ供給シ工賃ヲ支拂ヒ物品ヲ製造セシメテ販賣スルモノ

二、一定ノ製造場ヲ設ケズ物品ヲ製造シテ販賣スルモノ

三、牧場ニ非ザル場所ニ於テ飼料ヲ購求シ家畜等ノ家畜ヲ飼養シ又ハ鶏卵牛乳等其ノ產物ヲ販賣スルモノ

四、農介類ヲ養殖シテ之ヲ販賣スルモノ

五、勤植物其他普通ニ物品ト稱セザルモノヲ販賣スルモノ

第四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業及物品賃貸業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業及物品賃貸業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業及物品賃貸業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第三十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第四十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第五十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第六十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第七十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第八十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第九十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十七條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十八條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百十九條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二十條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二十一條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二十二條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二十三條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二十四條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二十五條　營業稅ヲ課スベキ物品販賣業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第百二十六條　營業稅ヲ課スベキ金錢貸付業ハ一定ノ營業者其ノ製造場區域内ニ於テ製造品ノ販賣及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸賣營業ヲ爲スモ物品販賣業トセズ

第二十六條ノ十二　調査委員選擧人ノ選擧

京都染物同業組合

公示

公示第三號

左記ノモノ徒弟ニ登記セリ此旨公示ス

大正四年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

下書部員水谷仁吉殿第
引染部員平野捷三郎徒弟
同　人　徒弟　一光福晋次郎
同　人　徒弟　岸岡新太郎
同　人　徒弟　古川常七
同　人　徒弟　中島庵一
茶染部員森井喜代郎徒弟　湯浅敬次郎
同　人　徒弟　砂田平蔵
形彫部員笠次郎徒弟　東郷正太郎
小紋部員往田慶藏徒弟　松村正次郎
友仙部員中西安郎徒弟　酒井柳太郎
浸蒼部員山口[illegible]徒弟　岩波英次郎
同　人　徒弟　岡田真二郎
同　人　徒弟　北川禹吉
同　人　徒弟　伊東弗吉
同　人　徒弟　藤田晋吉
形彫部員小林[illegible]藏徒弟　吉岡岡蔵
絵打部員右田太郎徒弟　田中すて
馬刷子部員小林[illegible]吉徒弟　山田はま
同　人　徒弟　松田竹梅
浸蒼部員飯田伊三郎徒弟　桜尾芳太郎
友仙部員中島[illegible]三郎徒弟　河合實雄
同　人　徒弟　田中彌吉郎

公示第四號

左記ノモノ[illegible]ノ付解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

上書部員右田新之助徒弟　河村伊三郎
糊置部員栗原留蔵徒弟　加茂田虎太郎

公示第五號

本組合會議員任期滿了ニ付去ル一月中組合事務所ニ於テ各部改選ノ結果左ノ通當選セリ此旨公示ス

枝上書部	井深英之助	森田菊松
紅染部	喜多林平	
糸絽色染部	山本重之助	櫛橋文作
糸練部	岡本清三郎	
糸絽黒染部	金山藤兵衛	
練物部	安達初治	
糸練織部	長谷川萬吉	
引染部	伊藤竹松	吉江相吉
洗色技部	田中富之助	
小紋捺染部	渡邊源七	林民三郎
形彫部	田村治三郎	見玉米次郎
下書部	上野治三郎	小野村千太郎
張物部	河崎善次郎	和田栄太郎
	辻恒三郎	
灰汁部	永田源次郎	
晒白部	足立萬次郎	
藍染部	野崎武ノ八	
絵打部	扇澤松次郎	中西清兵衛
浸蒼部	西島勇吉	新宮三良兵衛
中形部	廣瀬繁次郎	順吉
湯屋斗部	稲葉順吉	奥野勇之丞
糊置部	野崎熊三郎	
茶染部	永井政次郎	
糊置部	芝竹次郎	
友仙部	細井繁次郎	八木伊三郎
	竹中半兵衛	東才次郎
茶染部	木村為兵衛	梅原仁三郎
	桂甚助	
正紺染部	八木清太郎	
裏地紺染部	清水藤三郎	
郡部染物	山本長之助	
手拭染部	中木真太郎	

雑報

○決算及豫算　各部に於ける大正三年度の部經費收支決算及大正四年度の部經費豫算を決了し屆出でたる部は左の各部なり

○大正三年度湯屋斗部部經費收支決算

收入ノ部

一金百九拾壹圓參拾五錢五厘一　收入額

内訳

金百九拾壹圓拾四錢
金貳拾壹錢五厘

部經費
前年度繰越金

支出ノ部

一金百八拾貳圓四拾七錢　支出額

内訳

金四圓六拾五錢　印刷費
金參圓拾七錢　文具費
金七拾貳圓　備付品費
金壹圓貳拾參錢　雇人給料
金五拾圓九拾錢　會議費
金五拾圓五拾貳錢　雑費

收支差引殘金八圓八拾八錢五厘

大正四年度湯屋斗部部經費收支豫算

收入ノ部

一金貳百拾四圓五拾六錢五厘　收入總額

内訳

金貳百五圓六拾八錢　部經費
金八圓八拾八錢五厘　前年度繰越金

支出ノ部

一金貳百拾四圓五拾六錢五厘　支出額

内訳

金壹圓六拾八錢　印刷費
金參圓拾五錢　文具費
金七拾貳圓　備付品費
金壹圓貳拾參錢　雇人給料
金五拾圓九拾錢　會議費
金七圓　雑費
金七拾貳圓
金五圓
金五拾四圓
金六拾六圓五拾六錢五厘

但シ各項目ニ於テ過不足ヲ生シタル時ハ何レノ項目ヨリモ流用スルコトヲ得ル

一本年度以前ノ部經費未收金ヲ徴收シタル時ハ臨時收入トシテ經費ニ繰込ムベキコト

一部經費ニ剩餘金ヲ生シタルトキハ翌年度ニ繰込ミ不足ヲ生シタルトキハ追徴ス

○大正三年度鉢上藍部々經費收支決

金貳百〇七圓貳拾錢　收入總額

内訳

金壹百六拾八圓八拾九錢　等級割收入
金參拾五圓　組合補助金
金參圓參拾壹錢　雑收入金

生徒募集

本科色染部第一學年　十五名
本科機織部第一學年　十名
豫科第一學年　四十名
豫科第二學年　若干名
別科色染部　十名
別科機織部　五名

右募集す但し高等小學校卒業生は本科第一學年へ、尋常小學校卒業生は豫科第一學年へ、又尋常小學校卒業者にして年齢十四才以上のものは別科へ入學し得らるべし

修業年限は今後本科は三ヶ年別科は約半ヶ年となる見込なり

入學希望者は來る三月末日限り願書差出さるべし

大正四年二月

京都市立染織學校
電話上一八〇一番

[illegible]

南洋スマラン萬國博覽會
金賞
受領
京都市西洞院通錦上ル
井澤刷毛所

編輯兼發行人　萬谷復次郎
印刷人　藤本新右衛門
發行所　京都市釜座竹屋町南入　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

© Kyozomekai

金貳百〇貳圓五錢
内訳
金七圓拾五錢　事務費
金四圓六拾壱錢　印刷費
金拾五圓　会議費
金九圓八拾五錢　書記給
金拾壱圓貳拾八錢　雑費
金八拾六圓四拾八錢　支出ノ部
金拾圓　保護会費
金貳拾六圓九拾錢　欠待費
金拾六圓貳拾参錢　雑費
金拾四圓五拾錢五厘　償却費
差引殘金五圓拾五錢　翌年繰越
大正四年度枝上書部經費收支豫算
金貳百参拾圓貳拾五錢　收入総額
内訳
金百九拾圓拾錢　等級割
金参拾五圓　組合補助
金五圓拾五錢　繰越金
金貳百参拾圓貳拾五錢　支出総額
内訳
金拾五圓　事務費
金六圓五拾錢　印刷費
金拾五圓　書記給
金五圓拾五錢　雑費
金貳百参拾圓貳拾五錢　共進会費
内訳
金拾五圓　事務費
金九拾圓　共進会費
金拾圓　会議費
金貳拾圓　保護会費
金四圓　欠待費
金貳拾圓　祝吊費
金拾四圓七拾五錢　雑費
○大正三年度種物部經費收支決算
收入ノ部　総收入額
内訳
金五拾五圓　部經費收入
金九圓四拾錢　手板代收入
一金六拾四圓四拾錢　支出ノ部　支出総額
内訳
金参拾壱圓　会議費
金貳拾壱圓　雑費
金貳拾壱圓　豫備費
金貳拾壱圓　支出総額
支出ノ部
一金五拾参圓〇貳錢五厘　支出総高
内訳
金拾六圓五拾五錢　会議費
金拾六圓八拾七錢五厘　直上ゲ書類印刷費
金八圓也　部長会計ノ尽労
金七圓拾錢　小使雇費
金四圓五拾錢　諸雑費
差引金参拾九錢五厘不足ニ付生ズ
消右不足ハ豫備費ヨリ支出ス
豫備費残金
大正三年末現在
残金金壱錢五厘
大正三年度經費不足ニ付繰越ス
一金四拾九圓〇拾九錢
内訳
差引金参拾九圓四拾八錢五厘
大正四年度引継部經費歳入出豫算決議
一金四拾貳圓〇拾六錢
内訳
收入ノ部
收入総高
一金拾圓五拾六錢　一等十一戸
二金六圓四拾八錢　二等九戸
金貳拾五圓四拾八錢　三等五十四戸
七十四戸
計
支出ノ部
一金四拾貳圓〇拾六錢　会議費
内訳
支出総高
金拾貳圓也　印刷費
金　雑費
金八圓也　塾談会費
金七圓也　部長会計ノ尽労
金五圓〇拾六錢　小使雇費
諸雑費
賦課法
一、仕業者ノ人員ヲ以テ標準トシ之レヲ三等ニ分ツ
二、従業者ノ六名以上使用セルモノヲ一等トシ一戸ニ付年額九拾六錢
三、従業者三名以上五名以下ノモノヲ二等トシ一戸ニ付年額七拾貳錢
四、従業者二名以下ノモノヲ三等トシ一戸ニ付年額四拾八錢

支出ノ部
一金五拾参圓〇貳錢五厘　支出総高
内訳
金拾六圓五拾五錢　会議費
金拾六圓八拾七錢五厘　直上ゲ書類印刷費
金八圓也　部長会計ノ尽労
金七圓拾錢　小使雇費
金四圓五拾錢　諸雑費
差引金参拾九圓四拾八錢五厘
大正四年度引継部經費歳入出豫算決議
一金四拾貳圓〇拾六錢　收入ノ部　收入総高
内訳
一等十一戸
二等九戸
三等五十四戸
七十四戸
計
支出ノ部
一金四拾貳圓〇拾六錢　会議費
内訳
支出総高
金拾貳圓也　印刷費
金　雑費
金八圓也　塾談会費
金七圓也　部長会計ノ尽労
金五圓〇拾六錢　小使雇費
諸雑費
賦課法
一、仕業者ノ人員ヲ以テ標準トシ之レヲ三等ニ分ツ
二、従業者ノ六名以上使用セルモノヲ一等トシ一戸ニ付年額九拾六錢
三、従業者三名以上五名以下ノモノヲ二等トシ一戸ニ付年額七拾貳錢
四、従業者二名以下ノモノヲ三等トシ一戸ニ付年額四拾八錢

金参圓　集金費
金八圓五拾錢　雑費
券引過不足ナレ
大正四年度種物部經費收支豫算
收入ノ部　收入豫算
一金五拾七圓　俱シ部經費收入豫算
俱楽部費
共進会費
支出ノ部　支出豫算
一金五拾七圓
内訳
金参拾五圓　会議費
金拾圓　印刷費
金貳圓八拾錢　集金費
金拾壱圓七拾貳錢　雑費
計五拾七圓也
賦課徴收方法
等級　壱戸年額　戸数
一等　壱圓四拾錢　十九戸
二等　壱圓　廿五戸
三等　六拾錢　九戸
當部々費ハ年額ヲ二分シ二月八月ノ両度ニ徴收スルモノトス
○大正三年度糸絽色染部經常收支決算書
收入之部　総額
一金貳百八拾六圓也
内訳
金貳百貳拾参圓七拾九錢　部經費徴收入額
金五圓拾九錢　組合補助金
金貳拾圓也　前年度繰越金
金貳拾七圓貳錢　臨時經費徴收額
支出之部
一金貳百八拾圓八拾壱錢　印刷費
内訳
金四圓貳拾七錢五厘　文具費
金壱圓九拾錢　通信費
金四拾八圓也　書記給
金貳拾四圓也　会議費
金貳百廿八圓七拾壱錢五厘　出業費（議員会并議員費）
金貳拾圓也　雑費
金四拾七圓九拾貳錢

收入之部
科目　金額　備考
第一款　部經費　三圓　壱錢
一項　事務費　一八三、七〇〇　部費百貳拾五戸分
二項　戸別割　三六、六〇〇　壱戸ニ付金壱拾錢ノ割
三項　補助金　一〇、〇〇〇　本組合ヨリ議員会ニ受クルモノ
四項　繰越金　五一、六〇　昨年度ニ於テ豫算スルモノ
支出之部
科目　金額　備考
第一款　所費　四〇、四〇〇
一項　印刷費　六、〇〇〇
二項　文具費　四、八〇〇
三項　通信費　三、六〇〇　壱ヶ月ニ付金五拾錢ノ割
四項　書記給　三六、〇〇〇　壱ヶ月ニ付金四拾錢ノ割
第二款　雑用費　一二〇、〇〇〇　壱ヶ月ニ付金壱圓ノ割
一項　部会議費　三六、〇〇〇　壱ヶ月ニ付金参圓ノ割
二項　出業費　一二〇、〇〇〇　博覧会諸物品ニ拾圓　講演会九拾圓　懇親会費百圓
三項　雑費　八二、九〇
賦課法
等級　営業納税額　一戸賦課額　戸数　金額
一等　国税年額壱拾圓以上納付スルモノ　一、三〇〇　二九、〇〇〇
二等　国税年額壱拾圓以上壱拾圓已下納付スルモノ　一、二〇〇　四二、〇〇〇
三等　国税年額壱圓以上壱拾圓以下ヲ納付スルモノ　一、〇〇〇　二二、〇〇〇
四等　年額壱拾圓以下ヲ納付スルモノ　九六〇　五六、〇〇〇
計　一三三　一〇一、〇〇〇
徴收法
第一條　當部々經費ハ營業納税額及戸別割ノ二法ニ據リ賦課ス
第二條　營業税等級割ハ前年度ノ納税額ヲ標準トス
第三條　戸別割ハ一戸ニ付年額金参拾錢ト定ム
第四條　部經費ハ一ヶ年間ヲ二期ニ分チ上半期ヲ六月三十日迄トシ下半期ハ十二月三十一日迄ニ徴收ス
部費ハ入金ノ都度ノ一期ヲ六月迄ニ徴收スルモノトス
第五條　徴收法ハ年額ヲ十二分シ四ヶ月宛徴収ス
支出各項ニ實際過不足ヲ生シタルトキハ流用充當スルコトヲ得
經費ニ不足ヲ生シタルトキハ追徴シ剰余ヲ生ジタルトキハ後期ヘ繰越シ豫備金トシテ蓄積保管シ費キ部會議員及幹事ノ評決ヲ經テ必要ノ支出ニ充用スルコト
○大正三年度下書部決算報告
收入ノ部
一金七拾五圓七拾五錢　部經費徴收總高
一金五拾圓也　組合補助金
一金貳圓五拾錢　前年度繰越金
計金百貳拾八圓貳拾五錢
支出之部
一金参拾圓四拾壱錢　会議費
金参拾圓四拾壱錢　出業費
金拾八圓也　書記給
金貳圓四拾錢　雑費
金六圓也　印刷費
計金百貳拾六圓五拾五錢
差引殘金壱圓七拾錢
大正四年度下書部豫算
收入ノ部
一金七拾九圓七拾錢　部經費
一金壱圓七拾錢　前年度繰越金
計金　八拾壱圓四拾錢
支出ノ部
金貳拾圓也　会議費
金参拾五圓也　出業費
金拾八圓也　書記給
金貳圓四拾錢　印刷費
計金八拾壱圓四拾錢
大正四年度下絽部經費賦課法
一等戸六戸　一戸ニ付金拾貳圓也
二等戸五戸　壱圓六拾錢計金八圓也
三等戸十一戸　壱圓貳拾錢計金拾参圓貳拾錢
四等戸四十六戸　八拾錢計金参拾六圓也
五等戸廿一戸　五拾錢計金拾圓五拾錢
計金七拾九圓七拾錢
●絽種標白成績　京都府より農商務省工業試驗所へ丹後絽種の標白試驗を依頼せる處左の通り結果を報告せられたり
精練漂白絽種の成績
提供絽種
三、二五〇號付六羽絽種
經、九貫もの二十二グュールのものを使用し六羽とす
緯、絹紡紬紡糸三二番と同紡績絹糸五〇號とを二本合せて撚糸せるもの
一反の量目　三丈小巾一反　百六十匁前後
精練法
先づ練液一、温湯三二の割合に溶せる獅氏約六十度の液中に絽種を一夜間浸漬したる後取出し水洗し次に絽種の重量に對し廿五%の石鹸（松坂印）及重炭酸曹達二%を溶解せ練液中に絽種を煮沸する事六時間にして水洗したり但し練不足の感あり更に石鹸十五%及重炭酸曹達二%を溶解したる液中に三時間煮沸精練す
備考　最初「シボ」揚の場合練液の温度稍低きため「シボ」立ち不充分なるやに認めしに依り今少し高温のものを用ゐ且つ可成一回にて練上げるを宜とす
漂白法
イ、〇五%の過酸化曹達溶液を用ひて漂白したる物即ち水一〇〇〇分に付强硫酸六、九分を加へ次に過酸化曹達五分を少し宛添加し使用に先ち酢酸曹達液を加へて弱アルカリ性となして精練絽種を入れ獅氏約五十度に於て漂白したる後取出し稀薄なる硫酸にて處理し水洗乾燥したるものなり
ロ、一%の過酸化曹達液を用ひて漂白したるもの
即ち水量に對し（イ）の倍量の薬品類を使用したるものなり
ハ、〇、五%の過酸化曹達の冷液中に一夜間浸漬し加熱せずして引上げたる後酸處理して水洗乾燥す
ニ、（ハ）のものを〇一%のブランキット溶液にて漂白せしに青味付したる絽糸中に混在せるものが微細なる青色染料し斑点を認めたるを以て更に〇、五%の過酸化曹達液にて漂白し水洗乾燥したるものなり
ホ、（イ）の如く〇、五%の過酸化曹達液中にて漂白し更に〇、一%のブランキット溶液を用ひ獅氏四十度にて一時間許り處理し水洗せしに（ニ）と等しく青色の斑点を生せるが故に再び〇、五%の過酸化曹達液にて漂白し酸處理して水洗乾燥す
ヘ、（ロ）の如く一%の過酸化曹達液にて漂白し更に〇、一%のブランキット液にて漂白したるに前同様の青色の斑点を認めたるにより更に過酸化曹達〇、五%溶液を用ひて漂白し處理して水洗乾燥す
以上の如くして仕上たるものは尚全々青色の斑点を脱する能はざりしも丹後精練業者に囑托して丹後仕立とせり
批評
如斯仕立たるものを丹後絽種仲買商組合同店員及精練業者の三者に囑托批評せしめたる成績は次の如し
一般に光澤あり生地の强力を保持するは歓迎する處にして
イ、ロ、ハ、ニ、三種は其標白の程度に於て全然論ずる價値なく特に（ハ）に至りては全く色墨く且つ精練不充分の感あり
ニ、は「シボ」立ち開く一見絽糸の太きものゝ如く見へ素人間の賣買に適する處あるも幾分地の「ヤセ」たる感あり且つ漂白不充分なるが故に現今の適品としては適せず
ホ、は（ニ）よりも面なきも地の肥白（フックリシタル）点に於ては試驗品中一等なりと云ふを得可く漂白の具合も此程度にても差支なきも今一歩漂白され青色の斑点を全然除去することを必要とす
ヘ、は漂白の程度佳なるも稍々生地の損傷し光澤を害し腰（或程度の堅味）なきを以つて（ホ）より稍劣れり
以上の如く種々の條件を比較的具備して稍々滿足すべきは（ホ）なりとす之を要するに（ニ）の「レボ」具合にて（ホ）の手腕り具備し今一歩漂白さるゝを得ば滿足なるものを得可きなり
而して本試驗品と丹後産とを比較したる長所は生地の肥白なる点（經緯糸の緩かに膨脹したる点）と經糸の强力ある点にありとす
以上は單に其成績品に就ての比較にして此方法を實施せんとすれば更らに方法の難易と經済的

入スルモノハ一ヶ年末七月ヨリ十二月迄ニ加入スルモノハ下半期分ヲ納付セシム
第六條　一月ヨリ六月迄ニ廢業スルモノハ上半期ノ經費ハ七月ヨリ十二月迄ニ廢業スルモノハ一ヶ年間ノ經費ヲ納付セシム
○大正三年度慈恵丁部決算報告
支出之部　部經費徴收高
一金九拾参圓貳拾五錢　雑費
一金六圓四拾錢　書記給
一金壱圓五錢　会議費
一金参拾錢　通信費
一金拾参圓六拾錢　大正二年度欠損補填
計金八拾壱圓参拾五錢
差引金拾圓貳拾錢　大正四年度繰越
大正四年度慈恵丁部豫算書
收入総高
一金百貳拾八圓九拾錢
内訳
一金百拾七圓　部經費徴收高
一金拾壱圓九拾錢　前年度繰越金
計金百貳拾八圓九拾錢
支出総高
一金百貳拾八圓九拾錢
内訳
一金四拾五圓　会議費
一金六拾圓也　印刷費
一金拾圓也　書記給
一金拾圓也　雑費
一金参拾錢　通信費
計　今百貳拾八圓九拾錢
大正四年度慈恵丁部經費賦課徴收法
一等三戸　一戸ニ付金拾圓也　計金九圓也
二等廿三戸　一戸ニ付金壱圓也　計金五拾五圓貳拾錢
三等十六戸　一戸ニ付金貳拾錢　計金貳拾七圓也
四等十四戸　一戸ニ付金拾錢　計金拾六圓八拾錢
五等十五戸　一戸ニ付金壱錢　計金九圓也
計金壱百拾七圓也
○大正三年度引染部經費歳入出決算報告
收入ノ部　收入総高
一金四拾圓五拾六錢
内訳
一等十三戸

關係ゑ動的せざるべからず依て之を丹後地方に行はれつゝあるところの方法と比較せしに左の如くにして

方法の難易

1、當地方に於ける現今の方法

第一「レゞ」揚　石鹸液中に一時間煮沸す

第二　精　練　此種鹸類は大抵六時乃至六時半煮沸す

第三　漂　白　一晝夜半浸漬し一回とす

第四　水　洗

にして其内第一は精練殘液を以て使用す

2、本試驗の方法

第一に「レゞ」揚　石鹸液中一夜間浸漬す

第二　精　練　九時間精練す

第三　漂　白　三回に漂白す

第四　酸處理　硫酸の稀液中に適す

第五　水　洗

にして之を地方のものに比すれば

第一　工程に於て長時間を要すること

第二　工程に於て約二時間乃至三時間の沸煮時間を増加すること

第三　工程に於て三回漂白漬直しせんとせば一毎に水洗して浸漬するを要するが故に此の間多數を操作せんとせば人工と時間に於て多大の差異あり

第四　工程に於て酸處理は當地に於ては仕上鹸類に鳴を生ずる最も厭ひが故に施さず

次に經濟上より見るに今假りに十貫目の鹸類を精練漂白するものとして之れに要する藥品の價格のみを計算すれば（但し平時に於ける當地藥品價）

地方精練

精　練　貳圓貳拾九錢

漂　白　參圓九錢五厘

計　五圓參拾八錢五厘

本試驗精練

精　練　四圓貳拾四錢

漂　白　四圓四拾七錢六厘

計　八圓七拾壹錢六厘

差　額　參圓參拾參錢壹厘

の如く單に藥品代價のみに於て三割以上の增加となる外に工賃の倍加せざるべからず而して此の倍加せる場合

銀及燃料費等を加算する時は更らに一層の增額を見るに至るべし

結論

以上各種の意見を總括するときは本試驗の成績は生地の堅牢なる点に於て優れる處ありと雖とも工費の著しき增加を來すを以て之れを實施するに困難なり且つ其方法も當地方に行はるゝものに比し毫も新奇なりと云ふにあらざるを以て之を營業的に多數の精練漂白する場合に於ては現在當業者の困難せる突發的傷害の起らざるを保ち難きものと云ざるべからず要するに當業者の希望ゑする處へ現今の如き危險を冒發し易き方法を選くるに至るべき新奇の方法又は已ひを得ず現今の方法によるとせば現在の生產費内に於て危險を之なからしひ可き方法如何にあり

前記述たるところのものは本試驗の成績品に對する當業者の批評及び精練漂白の改良に對する希望なりとす

試驗記事

○木綿纖維に絹の如き鳴りを附する方法

京都市立染織學校染色部

木綿に絹の如き鳴りを附するには醋酸、乳酸、酒石酸の如き有機酸を以て處理するを普通とすれども尚充分なる目的を達することむつかしく又硫酸、鹽酸、硝酸の如き無機酸を用ふればよく其の鳴りを與ふれども動もすれば纖維を脆弱ならしむる虞あれば容易に用ひ難し

然るに右の如き有機酸と石鹸とを用ふるときは纖維を害せずして充分なる鳴りを附與することを得るものなり其方法次の如し

第一法　白又は色染したる木綿を

水一斗、石鹸三十匁

の溶液攝氏六十度のものに通しよく滲み込ましめ斑なく絞り次に

水一斗、乳酸七十五匁、醋酸六十匁

の攝氏六十度のものに二十分間浸し適き絞りて其儘乾すべし

第二法　第一法と同樣の石鹸處理をなし次に左の溶液攝氏六十度のものに二十分間浸し適き絞りて其儘乾すべし

水一斗、酒石酸三十匁

第三法　第一法と同樣の石鹸處理をなし次に左の冷溶液に十五分間通し絞りて其儘乾すべし

水一斗、酒石酸三十匁

第四法　第一法と同樣の石鹸處理をなし次に

水一斗、酒石酸三十匁、膠五匁、片栗粉八錢粉三十匁

に加熱溶解したるものに十五分間通し絞りて其儘乾すべし

第五法　木綿をタンニン酸二乃至三パーセントにて下漬しタンニン酸の半量即ち一乃至一、五パーセントの吐酒石にて固着し之を第一法の如く石鹸處理となし次に第三法と同樣の酒石酸處理を行ふべし

第六法　シルケットとなしたる木綿を第一法の如く石鹸にて處理し絞りて輕く水洗し次に左の溶液にて二十分間處理し絞りて其儘乾すべし

水一斗、乳酸七十五匁、曹達灰三十匁

第七法　シルケットを前法の如く石鹸にて處理し次に左の溶液にて處理し絞りて其儘乾すべし

水一斗、乳酸三十匁、乳酸曹達六十匁

第八法　シルケットを前法の如く石鹸にて處理し次に左の溶液にて處理すべし

水一斗、酒石酸九十匁、曹達灰六十匁

第九法　シルケットを前法の如く石鹸にて處理し次に左の溶液にて處理すべし

水一斗、酒石酸三十匁、酒石酸曹達十五匁

第十法　醋酸石灰トヲドル七、九度のものを攝氏四十三度となし之に十五分間通して絞り上げ次に木綿の量に對し四十パーセントの石鹸を適量の水に溶かし攝氏五十度乃至六十度となし十五分間通し絞りたる後更に十パーセントの醋酸の冷溶液に通し絞りて其儘乾すべし

第十一法　木綿百匁を硼酸十六乃至二十匁を含む攝氏廿一度のものに三十分間通し絞りて其の儘乾すべし

第十二法

水一斗、石鹸四十五匁

の溶液にて處理し絞りて次に左の溶液にて處理し絞りて其の儘乾すべし

水一斗、酒石酸三十匁

右の方法中第六法より第九法までは特にシルケットに應用せらるべく第十法より第十二法までは主として染めたる木綿に應用するを可とすべし尚實驗の結果に依れば第二第三の方法最も好果を呈し第九、第十二之に次ぐ其他は尚之よりも劣れるが如し

○絹布を收縮せしめて種々の模樣を表はす方法

齊羽二重の如き絹織の一部分を收縮せしめて男女の襟巻などに使せらるゝものあり之れが製法に就き當校の實驗せし所によれば左の工程に依るを可とす

先づ硫酸をトワッチ十六度となし一夜間位放置し次に之れを攝氏卅七度乃至四十度となし適當の器に盛り之れに絹布を浸し手早く一樣に浸し注意して收縮の來らざるべからず然るときは絹地の厚薄其の他性質の異なるに從ひ固より一定せざれども凡そ三●秒乃至一分間にして急に收縮を始ひべし是に於て見た現れの三分の二位に收縮したるを見ば直に引き上げて硫酸を輕く滴下し苛性曹達の薄き溶液中に通して硫酸を中和し次に清水中にて洗ひ槽を落し次に薄く炭酸曹達の液に通して殘せる硫酸を更によく中和し次に充分に水洗すべし

注意一、硫酸は濃き合ず直に用ふるときは地を害する虞あり故に必ず少くも一夜間放置すること肝要なり

二、酸を中和するに苛性曹達液は使用中酸性となるものなれば絶対に苛性曹達を添加してアルカリ性に復し用ふべし

三、硫酸の代りに鹽酸、硝酸、燐酸等をも用ふることを得れども成績最も佳良なるは硫酸なるが如し

四、酸を中和するアルカリにてアンモニヤを用ふるも可なり

備考　右の試驗標本は當部にあれば何時にても一覽ありたし

編輯兼発行人　萬谷復次郎
印刷人　藤本新右衛門
京都市釜座通竹屋町下ル
発行所　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

公示第六號

左記ノモノ徒弟名簿ニ記載セリ此旨公示ス

大正四年二月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

友禪部員横野吉之助徒弟
同　人　徒弟　小平光九
同　部員山田樓次郎　名和多六
湯屋斗部員吉田吟三郎徒弟　櫛下時藏
同　人　徒弟　竹脇米吉
上書部員田中仁一郎　清口作藏
同　人　徒弟　中村鶴喜
同　人　徒弟　後藤歌之助
湯屋斗部員村上與吉郎　植見儀太郎
友禪部員佐藤九郎徒弟　大八木平太郎
同　部員平井包太郎　古市勇次郎
岩下時次郎

公示第七號

左記ノモノ年期滿了又ハ示談解雇ノ手續ヲ了セリ此旨公示ス

大正四年三月二十五日

組長　石田喜兵衛

紋上書部員和田王三郎徒弟　坪内作次郎
浸落部員北川次郎徒弟　吉田熊次郎
張物部員海老原三郎徒弟　木ノ下喜三郎
同　人　徒弟　中澤春太郎
糸絽色染部員大八郎職工　北村鎮太郎
同　部員木ノ下熊次郎職工　田市太郎

公示第八號

左記ノモノ照今組合員ニ於テ雇使スルコトヲ停止ス

大正四年三月二十五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

紋上書部員森多三郎徒弟　石村友吉
友禪部員疋田虎之助徒弟　木戸周太郎
同　人　徒弟　木戸準一

雜報

●各部々長選擧　本組合各部々長の内本年一月以來任期滿了に付本日まで順次改選を行ひたるに左の通當選就任せられたり

糸絽色染部長　池田伊三郎
浸落圓整部長　井上兵太郎
捷物部長　清水勇助
紫染部長　紅谷安次郎
糸綛部長　小林重次郎
紋上書部長　信樂
引染部長　森田菊松
紅染部長　伊藤竹松
洗色仕部長　喜多林平
手拭染部長　田中富之助
正藍染部長　島本包次郎
裏地藍染部長　小谷伊之助
小紋捺染部長　清水源次郎
中形捺染部長　久保田與三郎
蜜染部長　金森喜三郎
柳置部長　野崎武八
一絞布黒染部長　堀藤徳三郎

辭任に付後役を選擧せし

一浸落部副部長定期改選結果西島猶吉當選せり
尚全部評議員は左の通當選す

西川其兵衛　東原熊吉　小倉定太郎
伊藤吉次郎　川合栄三郎　井上吉之助
八木市次郎　田中佐助　益富豊松
高橋常次郎

糸絽色染部會計及商議員改選の結果左の通

會　計　高岡鎌松　商議員　山本重之助
商議員　木下島次郎　同　松田太三郎
同　小倉芳之助　同　藤村佐太郎
同　高橋清三郎　同　木下政次郎
同　中溝伊之助　同　岡村留吉
同　新仁佐吉

一引染部副部長吉江相吉
部會議員　平野長次郎　會計三浦菊次郎
竹谷長次郎　西村定次郎　八木喜作
村上久三郎　小岩直吉　松岡岩次郎
田中仁一郎　中川與三郎　今坂晋吉
和泉鶴吉　松井爲三郎
川嶋藤次郎
佐々木嘉助
内藤晋吉

會計森田吉兵衛
安達初治
大西喜兵衛
上田甚五郎
森田吉兵衛
山形萬作

一紋上書部長中森喜三郎
部會議員　笠浜清之助
藤枝多三郎
堤萬造
石村久吉
和泉鶴吉
山田仙太郎

一捷物部副部長西川善三郎
部會議員　杉本德三郎
伊藤外男
金山藤兵衛
戸川晋吉
前田吉之助
山形萬作

一湯屋斗部副部長上田長吉
部會議員補缺　山岸米吉

一絞布黒染部長横溝徳三郎辭任に付後役を選擧せし

一浸落部副部長に横溝徳三郎を選擧せり

尚全部評議員は左の通當選す

西川其兵衛　東原熊吉　小倉定太郎
伊藤吉次郎　川合栄三郎　井上吉之助
八木市次郎　田中佐助　益富豊松
高橋常次郎

糸絽色染部會計及商議員改選の結果左の通

會　計　高岡鎌松　商議員　山本重之助
商議員　木下島次郎　同　松田太三郎
同　小倉芳之助　同　藤村佐太郎
同　高橋清三郎　同　木下政次郎
同　中溝伊之助　同　岡村留吉
同　新仁佐吉

一引染部副部長吉江相吉
部會議員　平野長次郎　會計三浦菊次郎
竹谷長次郎　西村定次郎　八木喜作
村上久三郎　小岩直吉　松岡岩次郎
田中仁一郎　中川與三郎　今坂晋吉
和泉鶴吉　松井爲三郎
川嶋藤次郎
佐々木嘉助
内藤晋吉

會計森田吉兵衛
安達初治
大西喜兵衛
上田甚五郎
森田吉兵衛
山形萬作

一紋上書部長中森喜三郎
部會議員　笠浜清之助
藤枝多三郎
堤萬造
石村久吉
和泉鶴吉
山田仙太郎

一捷物部副部長西川善三郎
部會議員　杉本德三郎
伊藤外男
金山藤兵衛
戸川晋吉
前田吉之助
山形萬作

一湯屋斗部副部長上田長吉
部會議員補缺　山岸米吉

一絞布黒染部長横溝徳三郎辭任に付後役を選擧せし

一鉋打部副部長定期改選結果角橋藤吉當選せり

尚全部評議員は左の通當選す

奥　庄次郎　森　藤三郎
横井善藏　山口栄間
中村勘次郎　中西清兵衛
北島定次郎　小野幸次郎
高村金松　柄原市之助
西脇忠治　新仁佐吉
會計藤枝吉藏
横山與市
中川治三郎

●木綿黒染部工賃改正　染料は增々騰貴し從前工賃にては到底收支償はざるを以て本月十五日總會の上第二回直上げを實行する事の決議をなしたり其標準左の如し

一シルケット羽二重八重三用　金八拾五錢
一同　並　金七拾五錢
一同　八重ハッカタ附　金壹圓
一同　並　金九拾錢
一同　中立長抽　金六拾錢
一同　筒抽　金五拾貳錢五厘
一同　斜子及與耳カス三用　金七拾錢
一同　八掛附　金八拾五錢
一同　中立長抽　金五拾六錢
一同　筒抽　金四拾九錢
一重目其岡　金六拾七錢
一並其同　三用　金六拾貳錢
一同　三丈モノ三用　金五拾七錢
一其岡　二八モノ同　金七拾七錢
一同　八掛附　金七拾七錢
一同　中立長抽　金四拾六錢
一同　筒抽　金四拾錢
一鉋打部副部長倉金計前田駒吉
部會議員　角橋藤吉
森藤三郎
山口栄間
中西清兵衛
小野幸次郎
柄原市之助
紋上書部長中森喜三郎
部會議員　笠浜清之助
藤枝多三郎
堤萬造
石村久吉
和泉鶴吉
山田仙太郎
佐々木嘉助
内藤晋吉

會計森田吉兵衛
安達初治
大西喜兵衛
上田甚五郎
森田吉兵衛
山形萬作

一捷物部副部長西川善三郎
部會議員　杉本德三郎
伊藤外男
金山藤兵衛
戸川晋吉
前田吉之助
山形萬作

一湯屋斗部副部長上田長吉
部會議員補缺　山岸米吉

一絞布黒染部長横溝徳三郎辭任に付後役を選擧せし

一浸落部副部長に横溝徳三郎を選擧せり

尚全部評議員は左の通當選す

西川其兵衛　東原熊吉　小倉定太郎
伊藤吉次郎　川合栄三郎　井上吉之助
八木市次郎　田中佐助　益富豊松
高橋常次郎

糸絽色染部會計及商議員改選の結果左の通

會　計　高岡鎌松　商議員　山本重之助
商議員　木下島次郎　同　松田太三郎
同　小倉芳之助　同　藤村佐太郎
同　高橋清三郎　同　木下政次郎
同　中溝伊之助　同　岡村留吉
同　新仁佐吉

一引染部副部長吉江相吉
部會議員　平野長次郎　會計三浦菊次郎
竹谷長次郎　西村定次郎　八木喜作
村上久三郎　小岩直吉　松岡岩次郎
田中仁一郎　中川與三郎　今坂晋吉
和泉鶴吉　松井爲三郎
川嶋藤次郎
佐々木嘉助
内藤晋吉

會計森田吉兵衛
安達初治
大西喜兵衛
上田甚五郎
森田吉兵衛
山形萬作

一紋上書部長中森喜三郎
部會議員　笠浜清之助
藤枝多三郎
堤萬造
石村久吉
和泉鶴吉
山田仙太郎

© Kyozomekai

金壹錢	金拾錢	金拾貳錢
上		

右正味ニシテ一ヶ月期定トス

●各読社会　浸蒼部徒染競技会出品は二十五日を締切りとし来る二十九日審査の上来る四月一日午後一時彌賞授与式を集行し○形彫部は四月十五日柳蟹部は多分同月二十日頃の豫定を以て目下準備中にあり

●徒弟夜學校　當組合員の職工徒弟に對し毎年四月十五日より開催する夜學校は目下生徒募集中なるが生徒たる事を得るは今日迄就學せし事なきものは勿論普通學を終へたるものと雖も組合員の子弟及職工徒弟は入學を願す等ゆへ志望者は此際至急申込みあるべく尤も費用は總て組合の負擔もへ生徒よりは微收せざるものなりと

●染料現況　元來本邦の染料輸入額は最近年額一千萬斤との價格七八千萬圓に上れるが昨年度は下半期初頭歐洲戰亂勃發のため非常の異態を示しその輸入額は前年の約三分の一に激減したり而して右年額一千萬斤の中約八百二十萬斤は獨逸の供給に係る瑞佛兩國よりの輸入は總計漸く百五十萬斤に過ぎず英國自米等の供給額は殆んど數えるに足らざる狀態なるが昨年十月以降獨逸よりの輸入杜絶の結果入造靛アニリンおよびアーゾリン染料を通じて價格暴騰したるため染色業者は多大の打撃を蒙りつゝあると共に右染料に對する前途の補給上悲觀が慨ける向殆からざる有様なり、從來本邦の需要家並に染織取扱業者は平時の運轉にも三箇月若くば四箇月を要するが故に多數當業者は不活相應の手持を有し居れるも何分戰亂の永引に連れ補給上の障碍を免れざるを以てこの點に對し當業者は一斉に憂慮せるも實際の手持狀況に徴すれば少くとも本年上半期一杯は持耐へ得らるべし這は當業者が

一、價格暴騰のため使用量を節約したること

二、從來賣行不良のため倉庫の下積として顧みざりし品物の再現

三、中立國輸出輸入および獨逸以外の諸國よりの輸入

港に避難抵留せし品物の到着、内地靛玉の増收見越

等は相俟つてこの持耐へとなし得べき原因を作せるが如し、されどその手持品が愛許三箇月間の需要に應ずるだけに止まりその後の補給を待ざる場合は品物は自然品切れとなり連れて染色工場等操業休止を餘儀なくするに至るべきを以て本邦藍玉およびスタモの增産を企て魯眉の急に應ずるは最も必要のことなるべし、從來輸入染料の大消費口は織物にして染料暴騰のため一方夏物木綿の如き生地の低落せるに拘はらず直段は割高を保ちつゝある所以なるが既に吾組合諸色染部は都總會協議の上一時休業するも斗られずそれがため來る廿九日役員會を開き下相談となす等なり

營業稅法施行規則（大正三年十月三日勅令第二二號）

第一條　營業者ノ店舗其他ノ營業場所在地ヲ管轄スル稅務署ヲ以テ營業稅ノ所轄稅務署トス但シ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課スベキノモノニ付テハ主タル店舗其ノ他ノ營業場所在地ヲ管轄スル稅務署ヲ以テ所轄稅務署トス

第二條　營業稅法第十三條第一項ノ申告ハ所轄稅務署ニ之ヲ爲スベシ

左ニ掲グル者ハ開業後十日內ニ所轄稅務署ニ營業稅法第十三條第二項ノ申告ヲ爲スベシ

一、新ニ營業稅法第一條ノ營業ヲ開始スル者

二、營業稅法第十五條ノ規定ニ依リ店舗其ノ他ノ營業場ニ付各別ニ營業稅ヲ課スベキ者ニシテ新ニ店舗其ノ他ノ營業場ヲ增設スル者

三、新ニ營業稅法第一條ノ營業ノ種類ヲ增加スル者

第三條　同一人ニシテ數種ノ營業ヲ爲ストキハ店舗其ノ他ノ營業場ノ同一ナルト否トヲ問ハズ營業ノ種類及各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅法第十二條ノ課稅標準ヲ計算シテ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課スベキモノ數種ノ營業ニ共通スル場合ニ於テハ稅率ノ最重キ營業ニ付稅率等シキ時ハ其主タル營業ニ付其ノ課稅標準ヲ計算ス

前項但書ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ計算シタル時ハ其營業場ヨリ前項但書ノ規定ニ依リ其ノ營業ニ付稅率ヲ計算シタル時ハ其營業場ヨリ他ノ營業ニ付前項ノ規定ハ第一項但書ノ規定ニ依リ課稅標準ヲ計算シタル時ハ其營業場ヨリ他ノ營業ニ付前項